

甲斐市議会 決算審査特別委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年10月1日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（16名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	加藤敬徳君
	山本英君		依田那津希君
	山坂賢太君		若尾彰子君
	安倍健治君		保坂康君
	樋口孝之君		谷口和男君
	清水和弘君		金丸幸司君
	滝川美幸君		金丸寛君
	松井豊君		藤原正夫君

欠席委員（1名）

小澤重則君

傍聴議員（1名）

議長 秋山照雄君

説明のため出席した者の職氏名

市民生活部長	望月新路君	環境産業部長	中込広人君
福祉部長	金子智奈美君	公営企業部長	保坂義実君
保険課長	森川嘉亮君	産業創造課長	高須秀樹君
長寿推進課長	藤原布美君	上下水道業務課長	芳賀康貴君
上下水道工務課長	中島茂樹君	国民健康保険税係長	井尻一雄君
国民健康保険給付係長	中込聡君	高齢者医療・年金係長	鷹野美穂君

産業創造係長	藤田 充 君	長寿あんしん長 係	齊藤 綾野 君
介護保険係長	川上 恵美 君	介護予防推進長 係	中村 美佐 君
介護認定審査 会 係 長	小池 幸秀 君	上下水道総務長 係	藤井 亮一 君
経理徴収係長	八巻 加奈 君	上水道施設長 係	池田 靖 君
下水道施設 係 長	八巻 哲也 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤 一昭	書記	小林 久美
書記	深澤 隼人	書記	圓谷 孝宏

審査内容

- 1 認定第 2号 令和6年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 2 認定第 3号 令和6年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3 認定第 4号 令和6年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4 認定第 5号 令和6年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件
- 5 認定第 6号 令和6年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件
- 6 認定第 7号 令和6年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 7 認定第 8号 令和6年度甲斐市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 8 認定第 9号 令和6年度甲斐市水道事業会計決算認定の件
- 9 認定第10号 令和6年度甲斐市簡易水道事業会計決算認定の件
- 10 認定第11号 令和6年度甲斐市下水道事業会計決算認定の件
- 11 認定第12号 令和6年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計決算認定の件

開会 午前 9時27分

○書記（深澤隼人君） おはようございます。

ただいまから決算審査特別委員会を始めさせていただきます。

本日は決算参考資料のナンバー4、5、6、9と指定管理者導入の施設の実績についてを使いますので、ご用意願います。

それでは委員長挨拶。

内藤委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めまして、おはようございます。ご参集大変ご苦労さまでございます。

今日は決算審査の最終日ということで、皆さん頑張っていたきたいなと思います。また、天候のほうも、今日報道の中で夏日、猛暑日を含めて112日あったそうです。今日は二十二、三度ということで非常に過ごしやすい季節になったので、涼しいから頭のほうの回転もいいと思いますので、今日は11会計ということで非常に長いわけですがけれども、しっかり頭をクリアにして議論を深めていただければありがたいかなと思います。よろしく願いします。

○委員長（内藤久歳君） ただいまの出席委員は16名です。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、小澤委員は欠席の旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

○委員長（内藤久歳君） 本日は決算審査特別委員会の最終日になります。各特別会計及び各企業会計の審査を行います。限られた時間内での審査ですので、委員各位のご協力をお願いいたします。

審査に当たり、質疑は一問一答で行い、質問の際は、決算参考資料のページと事業名を言っていたら、簡潔にお願いいたします。

また、当局側の答弁も簡潔に説明していただきたいと思います。皆さんのご協力をお願い

いたします。

審査に入ります。

初めに、認定第2号 令和6年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明をお願いいたします。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。

保険課から、国民健康保険特別会計の決算につきましてご説明をさせていただきます。

決算書の163ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。

2の歳入額66億1,791万9,660円に対しまして、3の歳出額65億7,387万8,077円、4の歳入歳出差引過不足額は4,404万1,583円でございます。

歳入につきましてご説明いたします。

決算書170、171ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、調定額は15億554万9,176円に対し、収入済額12億8,800万4,861円。内訳につきましては各節のとおりでございます。収納率は現年課税分94.37%、滞納繰越分27.16%、合計85.39%で、前年度と比較いたしまして現年課税分は0.38ポイント、滞納繰越分は2.88ポイント下がっており、全体でも0.49ポイント下がっております。

不納欠損額1,468万778円につきましては、時効消滅、執行停止、即時消滅等によるものでございます。

国民健康保険税につきましては、社会保険加入適用の拡大や75歳年齢到達による後期高齢者医療制度への移行などの理由により、被保険者数の減少に伴い減少しております。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目手数料、1節督促手数料、収入済額32万5,700円でございます。

次に、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節災害臨時特例補助金、収入済額12万円につきましては、東日本大震災に伴う医療費の一部負担金免除の特例措置により、国から交付される補助金でございます。

次に、3目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金、収入済額707万8,000円につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体に伴うシステム改修費及び周知広報

事業等に対する国からの補助金でございます。

172、173ページをお願いいたします。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金（普通交付分）、収入済額44億671万3,546円は、被保険者が医療機関にかかった保険給付に必要な費用が国から交付されるものでございます。

2節保険給付費等交付金（特別交付分）、収入済額1億4,680万9,000円は、保険者努力支援分及び特定健康診査負担金並びに国民健康保険税の軽減等に対する特別調整交付金でございます。

次に、3目1節ひとり親家庭医療対策事業費補助金、収入済額97万5,845円及び4目1節重度心身障がい者医療対策事業費補助金、収入済額1万1,385円は、県単独事業による医療費窓口無料化に伴う医療費の増加分の2分の1を県から補助金として交付されるものでございます。

次に、5款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金、収入済額25万7,000円は、財政調整基金の運用利子でございます。

次に、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、収入済額2億998万1,020円は、低所得者に対して国保税を軽減した補填分の繰入れでございます。

2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、収入済額1億1,652万7,024円は、保険者の財政基盤強化施策として低所得者を多く抱える保険者を支援するものでございます。

3節職員給与費等繰入金、収入済額8,607万3,144円につきましては、職員の人件費と事務費に対する繰入金でございます。

174、175ページをお願いいたします。

4節出産育児一時金等繰入金、収入済額931万5,142円は、出産育児一時金28件の3分の2に相当する金額の繰入れでございます。

5節財政安定化支援事業繰入金、収入済額1,685万6,000円は、国保財政の健全化、税負担の平準化に資することを目的としており、被保険者の税負担能力や高齢者の割合に応じて国の算定に基づく繰入金でございます。

6節その他一般会計繰入金、収入済額1,740万887万円につきましては、ひとり親重度心身障がい者医療に対する県単窓口無料化事業及び市のこども医療費の窓口無料化事業に対して医療費の増加分の2分の1の繰入れでございます。

7 節未就学児均等割保険税繰入金、収入済額326万871円は、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、未就学児の均等割額保険税を5割減額し、減額相当額を繰り入れるものでございます。

8 節産前・産後保険税繰入金、収入済額50万2,523円につきましては、子育て世帯への経済的負担の軽減、次世代育成支援の観点から、令和6年1月1日に施行しました国民健康保険被保険者に係る産前・産後期間の保険税の免除相当額を繰り入れるものでございます。

2 項基金繰入金、1 目 1 節財政調整基金繰入金、収入済額は2億2,133万2,000円でございます。

次に、7 款 1 項 1 目 1 節繰越金、収入済額8,183万1,741円は、前年度からの繰越金でございます。

次に、8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目 1 節延滞金、収入済額1,257万9,114円は、過年度分保険税納付に係る延滞金収入でございます。

176、177ページをお願いいたします。

2 項雑入、2 目 1 節第三者納付金、収入済額428万828円は、交通事故等で第三者に原因がある傷病に係る医療費について、被保険者の利便を図るため、一時的に国民健康保険から支出し、後日、損害保険会社等から第三者が負担すべき額が国保会計へ支払われるものでありまして、72件ございました。

4 目 1 節返納金、収入済額287万2,713円は、被保険者が国保資格の喪失後に保険診療を使った場合、国保負担分である7割または8割を返納したもので、266件ございました。

また、不納欠損額11万6,466円は、被保険者返納金の請求権を執行する5年を経過したもので、対象者は令和元年度調停分の14人で24件でございます。

6 目 1 節雑入、収入済額47万1,316円につきましては、令和5年度の普通交付金の精算に伴う県からの追加交付分等でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

決算書は178、179ページからになりますけれども、歳出につきましては決算参考資料ナンバー4でご説明させていただきますので、決算参考資料ナンバー4の18ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、ナンバー01総務管理関係職員費、支出済額5,544万6,378円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、職員8人分の人件費

でございます。

ナンバー03一般管理費、支出済額3,430万3,713円、財源内訳の国・県支出金は、国の社会保障・税番号制度システム整備補助金、県の保険給付費等交付金（特別交付分）、その他は一般会計繰入金で、事業内容は国保の加入・喪失の届出、また保険給付に要する事務費といたしまして消耗品、印刷製本費、被保険者証等の郵送料、診療報酬明細書点検業務委託料等でございます。

次に、2目ナンバー01連合会負担金、支出済額272万1,130円、財源内訳のその他は一般会計繰入金で、山梨県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

次に、2項徴税費、1目賦課徴収費、ナンバー03賦課徴収費、支出済額775万5,853円、財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）、その他は一般会計繰入金で、事業内容は国民健康保険税の賦課徴収に要する事務費といたしまして、消耗品、印刷製本費、納税通知関係の郵送料、口座振替手数料等でございます。

19ページをお願いいたします。

3項1目ナンバー01運営協議会費、支出済額8万7,070円、財源内訳のその他は一般会計繰入金で、国民健康保険運営協議会委員18人の報酬と消耗品等でございます。

次に、2款保険給付費につきましては、主に被保険者の自己負担分以外の医療費を山梨県国民健康保険団体連合会に支払い、そこから各医療機関に支払われるものでございます。財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（普通交付分）でございます。

1項療養諸費、1目ナンバー01療養給付費、支出済額37億8,698万1,903円、事業内容は被保険者に対する保険給付で24万6,945件ございました。

次に、3目ナンバー01療養費、支出済額4,537万7,145円、事業内容は被保険者に対する補装具等療養費で、コルセット、鍼灸、柔道整復師等の給付で5,804件ございました。

20ページをお願いいたします。

5目ナンバー01審査支払手数料、支出済額1,838万3,380円、事業内容は診療報酬明細書審査支払手数料を国保連合会に支払ったものでございます。

次に、2項高額療養費につきましては、医療先進技術、新生物の病気等により医療費が高額になったとき、所得区分による自己負担額を超えた分を支給するものでございます。

1目ナンバー01高額療養費、支出済額5億6,161万3,447円で、給付件数は1万278件ございました。

次に、3目ナンバー01高額介護合算療養費、支出済額94万3,106円で、同じ世帯で国保と

介護保険の両方から高額療養費の給付を受けた場合に、自己負担額が高額になったときは国保と介護を合わせた自己負担額を超えた分を支給するもので、35件でございました。

21ページをお願いいたします。

3項移送費、1目ナンバー01移送費につきましては、支出はございませんでした。

次に、4項出産育児諸費、1目ナンバー01出産育児一時金、支出済額1,397万2,714円、財源内訳のその他は一般会計繰入金で、出産育児一時金の件数は28件でございます。

次に、2目ナンバー01支払手数料、支出済額5,880円、事業内容は出産育児一時金を本市に代わり国保連合会から直接医療機関へ支払う手数料でございます。

22ページをお願いいたします。

5項葬祭諸費、1目ナンバー01葬祭費、支出済額570万円、1件5万円で114件分でございます。

次に、6項1目ナンバー01傷病手当金につきましては、支出はございませんでした。

次に、3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県全体の医療費を県が見込み、各市町村の所得水準や被保険者数に応じて市町村ごとの納付金を算定するもので、県への支払いでございます。財源内訳の国・県支出金は、県の保険給付費等交付金（特別交付分）及び窓口無料化に伴う対策事業費補助金、その他は一般会計繰入金でございます。

1項医療給付費分、1目ナンバー01医療給付費分、支出済額12億8,243万3,860円でございます。

23ページをお願いいたします。

2項後期高齢者支援金等分、1目ナンバー01後期高齢者支援金等分、支出済額4億8,380万9,026円でございます。

次に、3項1目ナンバー01介護納付分、支出済額1億6,549万488円で、介護分の納付金でございます。

次に、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費につきましては、高齢化に伴い生活習慣病の割合が増加していることから、病気の予防や早期発見を目的に健康診査、保健指導を行っている事業でありまして、財源内訳の国・県支出金は県の保険給付費等交付金（特別交付分）の特定健康診査等負担金でございます。

ナンバー01特定健康診査費、支出済額4,991万6,564円、特定健康診査に係る臨時に雇用した看護師、保健師の賃金、郵送料等の事務費、集団健診や人間ドックの委託料でございます。

ナンバー02特定健康指導費、支出済額278万1,361円は、特定保健指導に係る賃金、郵送料、委託料などでございます。

24ページをお願いいたします。

2項保健事業費、2目ナンバー01疾病予防費、支出済額668万117円、財源内訳の国・県支出金は県の保険給付費等交付金（特別交付分）で、事業内容は医療費通知の作成委託料と郵送料でございます。

次に、6款1項基金積立金、1目ナンバー01財政調整基金積立金、支出済額4,117万3,000円、前年度繰越金から4,091万6,000円と基金の運用利子25万7,000円を積み立てたものでございます。

次に、7款1項公債費、1目ナンバー01利子につきましては、支出はございませんでした。

25ページをお願いいたします。

次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目ナンバー01保険税還付金、支出済額710万4,800円は、過去に遡って国保資格を喪失した場合などに納付済みの国保税を還付したものでございます。

次に、3目ナンバー01保険税還付加算金、支出済額6万5,400円は、被保険者に対する保険税還付加算金でございます。

次に、5目ナンバー01償還金、支出済額132万1,742円、国庫負担金等の確定に伴う返還金でございます。

26ページをお願いいたします。

最後に、9款1項1目ナンバー01予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この国保の対象者は何人か教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 井尻課長。

○国民健康保険税係長（井尻一雄君） お答えいたします。

国保の被保険者数は、8月末現在で8,870世帯、1万2,966人となります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 22ページのナンバー01葬祭費なんですけれども、こちら申請した方のみということで、国保の方が亡くなった件数とは一致しないでしょうか。この件数は申請者というだけで、国保に加入している方が死亡した件数と同じ数なのかどうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○国民健康保険給付係長（中込 聡君） お答えいたします。

国保被保険者でお亡くなりになった方全員に支給をしている状況でございます。

○委員長（内藤久歳君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） そうすると、葬祭費が年々件数が増えているということは、国保加入の働き盛りの方が亡くなる件数も増えているということでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 年齢構成等は確認はしていませんけれども、74歳までが国保の加入者になっておりますので、そういった中で若い年齢の方がお亡くなりになっているとしか考えられないです。

○委員長（内藤久歳君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） ありがとうございます。

23ページの特定健康診査についてなんですけれども、こちらの対象者と受診者数をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○国民健康保険給付係長（中込 聡君） お答えいたします。

令和6年度対象者数は1万625人が対象者で、受診者は5,449人。受診率といたしましては51.3%となっております。

○委員長（内藤久歳君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） ありがとうございます。

昨年度の決算と比べると450万円ほど少ないんですけれども、内容について前年度との変化というのはいかがでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○国民健康保険給付係長（中込 聡君） お答えいたします。

令和5年度の決算のときには、令和5年度に第3期データヘルス計画というものを委託で作成しております。そちらが400万円ほどの経費がかかっておりますので、5年度はその分が上乗せされていたということであります。

○委員（若尾彰子君） ありがとうございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 先ほど加入者の数を教えていただいたんですが、これの近年の増減の傾向というのはどんな感じでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 井尻保険税係長。

○国民健康保険税係長（井尻一雄君） お答えいたします。

近年の令和5年度末の被保険者数が1万3,810人、令和6年度末が1万3,145人、先ほど8月末、最新で1万2,966人と年々減少の傾向でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） ありがとうございます。

では、先ほど歳入のところの決算書のほうになっちゃうんですけれども、74ページの低所得者が自治体に対して比率によって国から補助みたいなお話があったんですけれども、分かりますかね。174ページ。

その低所得者というラインというのは、例えば所得でどのぐらいとかというのはどうなんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 井尻係長。

○国民健康保険税係長（井尻一雄君） 低所得者と呼ばれるものは、国民健康保険制度において7割軽減、5割軽減、2割軽減の方々がその対象となっております。

基準の所得は……

○委員長（内藤久歳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

井尻係長。

○国民健康保険税係長（井尻一雄君） お待たせいたしました。

所得に関してですけれども、7割軽減の方は、お一人世帯の場合ですけれども、所得額が53万円、給与所得等、所得額が53万円です。5割軽減の方が73万5,000円です。続いて、2割軽減の方は所得額が99万円です。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） ありがとうございます。

一番聞きたかったのは、その低所得者と言われる対象になる方が甲斐市においてはどのくらいいるのか。あと、それが他自治体と比べてどうなのかというのが、それが聞きたいんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） すみません。他の自治体との比較はできませんが、甲斐市の国民健康保険税の軽減の7割、5割、2割の軽減世帯につきましては4,699世帯です。これは医療保険分と後期高齢者支援金分の軽減を受けられている方が4,699世帯。介護保険分の軽減を受けられている世帯が1,845世帯となっております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 1点お願いします。

20ページの高額療養費について、この令和6年度、医療費大変上がっている状況の中で、自己負担分を超えて保険のほうから拠出した高額というか、最高額というのはどのくらいになるでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○国民健康保険給付係長（中込 聡君） お答えいたします。

令和6年度で高額医療費、最高額となっております病名につきましては脊髄性筋萎縮症、

金額になりますと医療費として949万5,480円、これが総額でございます。

○委員（金丸幸司君） ありがとうございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） もう1件お願いします。

21ページのナンバー01移送費なんですけれども、こちら移送費毎年ゼロで計上されているんですけれども、医師が判断する移送に係る費用ということなんです、こちらはどのようにしてゼロなのか。実際にはきっと移送というのはあると思うんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 事業内容のところに書いてございますが、医師の指示による一時的なとか、緊急的な移送費用ということになってございますので、令和6年度はそういう要請がなかったということでゼロだと思います。

○委員長（内藤久歳君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 他の自治体ですと、この移送費しっかりと計上されている自治体もあるんですけれども、本市においてはなぜそれがいないのか。それが本市内における医療機関のクリニックが多いというところに関係しているのか、そういったところはいかがでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時10分

○委員長（内藤久歳君） 再開します。

森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 移送費につきましては、現物、移送にかかった費用は取りあえずその方が払っていただいて市から給付するという形になりますが、要件につきましては、適切な診療を受けたこと、移送の原因で疾病または負傷により移動することが著しく困難であったこと、緊急その他やむを得なかったことが理由によりまして、その移送費について市のほうに申請をしていただいて、それについて市のほうから支払いをするというような形にな

ります。

以上でございます。

○委員長（内藤久歳君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） そうなんでしょうけれども、必ず移送というのはこの自治体でも市民の方、市外の医療機関にかかったとしてもあると思うんですけども、甲府広域の消防ですと、転院ですとか、そういった医師の判断する移送についても救急車が使用されている現状があります。それが本当に緊急を要する一時救命に影響を与えていることもありますので、こういったしっかりと移送について公費の負担があるということがあれば、救急車でなくてもいい移送についてはこういったものを使ってもらってというようなことを、これはきっと医療機関側の認識も変えなければならないと思うので、すごく時間はかかると思うんですけども、救急体制の負担軽減というためにもしっかりとこの事業を生かしてもらいたいなと思っています。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 要望でいいですか。

○委員（若尾彰子君） 要望で。

○委員長（内藤久歳君） そういうことでよろしくお願いします。

ほかにございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 21ページの出産育児一時金、これが去年38件で、今年28件ですね。

下がっているんですけども、この一時金でほぼ出産費用というのは全部賄える状況になっているんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込係長。

○国民健康保険給付係長（中込 聡君） お答えいたします。

全国平均として出産費48万、細かい数字は忘れてしまったんですけども、そういう数字が出ておりますので、50万円の上限ということであればほぼ賄えていると考えられます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本 英君） 歳入のほうなんですけれども、国民健康保険のところの不納欠損額1,468万778円、これ件数と、あと収入未済額の中で、来年度、例えば5年でさっき時効と

言ったんですけれども、来年度時効になりそうな件数を教えてもらえますか。

○委員長（内藤久歳君） 井尻係長。

○国民健康保険税係長（井尻一雄君） お答えいたします。

国民健康保険税に係る不納欠損の内訳ですけれども、まず件数がトータルで198世帯728件となります。内訳といたしましては、5年時効となるものが129世帯分473件で、金額が945万2,719円、その中で5年時効だけでも執行停止をかけて、執行停止後に5年時効を迎えたものが今の129世帯のうち36世帯151件で、金額といたしましては407万6,319円。続きまして、執行停止を行った後3年を経過して時効を迎えたものに関しましては49世帯184件で、金額は420万6,500円。また、執行停止後、滞納者が出国をしていましたり、法人税等で破産等をしておりまして回収の見込みがないと判断されるものについては、即時に消滅することになりますけれども、その即時消滅が20世帯で71件、金額は102万1,559円となります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

○国民健康保険税係長（井尻一雄君） あと、来年度時効を迎える件数については把握をしておりますので、申し訳ございません。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第2号 令和6年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、認定第2号 令和6年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

次に、認定第3号 令和6年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明をお願いいたします。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 引き続きよろしく願いいたします。

保険課から、後期高齢者医療特別会計の決算につきましてご説明をさせていただきます。

決算書の191ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。

2の歳入額12億9,533万1,936円に対しまして、3の歳出額12億9,293万470円、4の歳入歳出差引過不足額が240万1,466円でございます。

決算書196、197ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料の調定額9億9,479万1,580円に対し、収入済額9億9,028万8,824円、収納率は現年度分99.57%、滞納繰越分58.16%、合計は99.42%で、前年度と比較して現年度分は増減なしのゼロポイント、滞納繰越分は4.84ポイント減少しております。

1目特別徴収保険料、1節現年度分特別徴収保険料、収入済額5億4,909万4,940円は、保険料の年金からの天引き分でございます。

2目普通徴収保険料、1節現年度分普通徴収保険料、収入済額4億3,902万6,090円、年金からの天引きできない方や口座振替を選択した方の保険料でございます。

2節滞納繰越分普通徴収保険料、収入済額216万7,794円でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目1節督促手数料は、収入済額2万1,400円でございます。

次に、3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、収入済額2億9,593万5,372円、備考欄に記載しております職員給与費等繰入金と山梨県後期高齢者医療広域連合への派遣職員1

人を含む職員4人分の人件費及び事務費繰入金でございます。また、保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料軽減分と社会保険被扶養者であった方に対する軽減分の繰入れでございます。

次に、4款1項1目1節繰越金、収入済額851万6,300円は、前年度からの繰越金でございます。

次に、5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目1節延滞金、収入済額1万2,700円は、保険料の延滞金でございます。

198、199ページをお願いします。

2目1節過料は、収入はございませんでした。

次に、2項償還金及び還付加算金、1目1節保険料還付金55万7,340円は、過年度分の保険料還付について還付した金額を後期高齢者医療広域連合が負担するものでございます。

次の2目還付加算金及び次の3項雑入につきましては、収入はございませんでした。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

決算書は200ページ、201ページからになります。

なお、説明につきましては、決算参考資料ナンバー4でご説明させていただきます。

決算参考資料ナンバー4の27ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01総務管理関係職員費、支出済額2,926万3,150円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金でございます。事業内容につきましては後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名を含む4人分の人件費でございます。

ナンバー02一般管理費、支出済額578万581円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、事業内容は後期高齢者医療の資格管理における消耗品、被保険者証及び資格確認証発送郵送料、封筒印刷、電算システム保守等の事務費でございます。

次に、2項1目ナンバー01徴収費、支出済額440万7,442円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金と督促手数料で、事業内容は保険料の徴収に伴う納付書の印刷発送等の事務費でございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、ナンバー01保険料等納付金12億699万7,757円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、事業内容は徴収した保険料と低所得者保険料軽減分に係る保険基盤安定負担金で、いずれも山梨県後期高齢者医療広域連合

へ納付したものでございます。

ナンバー02事務費納付金、支出済額4,592万4,000円は、財源内訳につきましてその他は一般会計からの繰入金で、事業内容は県広域連合の運営に係る費用として被保険者数に応じて負担するものでございます。

28ページをお願いいたします。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目ナンバー01保険料還付金、支出済額55万7,540円、財源内訳のその他は後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金等で、過年度の保険料の還付金でございます。

次の2目還付加算金につきましては、支出はございませんでした。

次に、2項繰出金、1目ナンバー01一般会計繰出金につきましても、支出はございませんでした。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） さっきと同じで、該当する世帯数と人数を教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 鷹野係長。

○高齢者医療・年金係長（鷹野美穂君） 令和6年度末で、後期高齢者では世帯では把握しておりませんので、被保険者数だけにさせていただきます。令和6年度末の被保険者数が1万1,259人になります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 松井委員の質問で1万1,259人なんですけれども、この中で受診料の2割負担に該当する方というのは何人ぐらいになるんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 森川課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 2割負担の方、1万1,259人のうち、2割の負担の方は2,387人でございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにごぞいますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより、本委員会に付託されました認定第3号 令和6年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、認定第3号 令和6年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、認定第4号 令和6年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。

まず初めに、歳入について一括で説明をお願いいたします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） お疲れさまでございます。

説明に入る前に大変申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。

決算参考資料ナンバー6の26ページをお願いします。

ナンバー02任意事業の②長寿あんしん事業の事業内容欄の3行目、介護用品支給事業344人とありますものを322人に、次の高齢者緊急通報システム運用事業20人とありますのを13人に、次の配食サービス3,627食とありますのを3,932食に、最後に友愛訪問事業343人とありますのを317人に訂正をお願いいたします。金額のほうは変更はございません。

それでは、長寿推進課より、認定第4号 令和6年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきましてご説明させていただきます。

決算書の207ページをお願いします。

初めに、歳入歳出決算総括表により説明をさせていただきます。

令和6年度介護保険特別会計の予算現額は58億1,132万円、歳入額は58億2,498万1,855円、歳出額は57億2,165万3,968円、歳入歳出差引額1億332万7,887円は令和7年度へ繰り越すものでございます。

次に、決算書の214、215ページをお願いします。

歳入について、介護保険特別会計歳入決算事項別明細書により説明させていただきます。

1款1項保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料及び2節現年度分普通徴収保険料、3節滞納繰越分保険料の合計調定額は12億3,899万8,134円であり、この3つの保険料の収入済額の合計は12億2,254万8,369円です。収入率につきましては、現年度分が99.57%、滞納繰越分が29.59%となっております。

不納欠損額は566万474円で、主に滞納者の居所不明などの理由により、徴収権が消滅した保険料を不納欠損処分させていただいております。収入未済額は全体で1,078万9,291円となっております。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、1節認定審査会共同設置負担金、収入済額1,152万4,929円は、介護認定審査会を構成する甲斐市を除く中央市及び昭和町からの負担金であり、均等割、審査件数等により負担額を定めております。

次に、3款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、収入済額4万7,600円は、保険料未納者の督促手数料です。

2目介護予防事業手数料、収入済額31万1,400円は、訪問型・通所型介護予防サービス及

び一般介護予防教室の手数料です。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金、収入済額9億5,818万4,664円は、保険給付費に係る国の負担分です。

2節過年度分介護給付費負担金は、ありませんでした。

2項国庫補助金、216、217ページをお願いします。

1目調整交付金、1節現年度分調整交付金、収入済額1億304万5,000円は、国から交付される調整交付金です。

2目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金、収入済額2,059万6,002円は、介護予防日常生活支援総合事業に係る国の負担分です。

3目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金、収入済額2,896万6,603円は、総合事業を除く包括的支援事業・任意事業に係る国の負担分です。

7目保険者機能強化推進交付金、1節現年度分保険者機能強化推進交付金、収入済額387万6,000円は、高齢者に対する自立支援、介護予防、重度化防止や給付費の適正化に資する取組の実施状況に応じ、国から交付される交付金です。

8目介護保険保険者努力支援交付金、1節現年度分介護保険保険者努力支援交付金、収入済額813万6,000円は、介護予防、健康づくりなどに資する取組を支援するため、実施状況に応じ国から交付される交付金です。

次に、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金、収入済額14億115万4,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料であり、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

2節過年度分介護給付費交付金は、ありませんでした。

2目地域支援事業支援交付金、218、219ページをお願いします。

1節現年度分地域支援事業支援交付金、収入済額2,310万2,000円は、地域支援事業に対する診療報酬支払基金からの交付金です。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金、収入済額6億8,390万4,000円は、保険給付費に係る県の負担分です。

2節過年度分介護給付費負担金は、ありませんでした。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金、収入済額1,177万626円は、介護予防日常生活支援総合事業に係る県の負担分です。

2目地域支援事業交付金、1節現年度分地域支援事業交付金、収入済額1,448万3,301円

は、包括的支援事業・任意事業に係る県の負担分です。

3目介護基盤整備等事業費補助金、1節現年度分介護基盤整備等事業費補助金、収入済額1億7,812万円及び4目介護基盤開設準備等事業費補助金、220、221ページをお願いします。

1節現年度分介護基盤開設準備等事業費補助金、収入済額3,470万3,000円は、地域密着型サービス施設で令和6年9月に開所した看護小規模多機能型居宅介護事業所と、同年12月に開所した地域密着型特別養護老人ホームの施設整備及び開設準備に係る県からの補助金です。

次に、7款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金、収入済額17万2,000円は、給付費支払準備基金の運用利子及び配当金です。

次に、8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金、収入済額6億4,200万円は、保険給付費に係る市の負担分です。

2目地域支援事業繰入金、1節現年度分地域支援事業繰入金、収入済額1,177万626円は、介護予防日常生活支援総合事業に係る市の負担分です。

3目地域支援事業繰入金、1節現年度分地域支援事業繰入金、収入済額1,448万3,301円は、包括的支援事業・任意事業に係る市の負担分です。

4目低所得者保険料軽減繰入金、1節現年度分低所得者保険料軽減繰入金、収入済額4,891万200円は、第1号被保険者保険料の14の所得段階区分のうち、第1段階から第3段階までの区分の方の保険料を公費により軽減しておりますので、その分の国、県、市分の繰入金であります。

222、223ページをお願いします。

2節過年度分低所得者保険料軽減繰入金、収入済額261万6,000円は、令和5年度分精算に伴う追加交付分の繰入金です。

5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金、収入済額5,643万1,568円は、長寿推進課介護予防推進係職員8人分の人件費の繰入金です。

2節事務費等繰入金、収入済額5,217万2,556円は、介護保険事業運営のための事務費及び介護認定審査会の運営等に係る甲斐市の負担分の繰入金です。

2項基金繰入金、1目1節介護保険給付準備基金繰入金、収入済額1億8,923万1,000円は、令和5年度分の介護給付費及び地域支援事業等の精算に伴う国・県支払基金への返還金の一部と、令和6年度介護給付費の決算見込みに対し、国・県の負担金の不足分などを基金から繰り入れたものです。

なお、不足する国・県の負担分につきましては、今年度の精算処理において追加交付を予定しております。

次に、9款1項1目1節繰越金、収入済額9,710万9,452円は、令和5年度決算に伴う繰越金です。

次に、10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目1節第1号被保険者延滞金、収入済額62万24円は、第1号被保険者の保険料の延滞金です。

2項1目雑入、1節第3者納付金、収入済額2万2,944円は、交通事故などによる第三者行為に伴う納付金です。

2節返納金、収入済額491万8,404円は、市外の介護保険事業所の行政処分による介護報酬の返還金と所得税の修正申告により、自己負担額の割合が増えた方の返納金です。

3節雑入、収入済額5万286円は、先ほどの返納金の支払いが遅れたことによる延滞金等です。

以上、歳入の合計は58億2,498万1,855円です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） まず初めに、歳入について一括で説明をお願いいたしました。

それでは、説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 委員の質疑を終了いたします。

これで歳入についてを終了いたします。

次に、歳出について一括で説明をお願いいたします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 歳出について説明をさせていただきます。

決算書は224ページからとなります。

なお、説明は決算参考資料によりさせていただきますので、決算参考資料ナンバー6の14ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01総務管理関係職員費、支出済額5,643万1,568円は、介護保険係職員8人分の人件費です。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金です。

次に、ナンバー03事務諸費、支出済額232万5,826円は、事務消耗品、封筒印刷代や郵便料のほか、銀行への照会手数料、事業所台帳管理システム保守及び改修委託経費などです。

財源内訳のその他は一般会計からの繰入金です。

次に、2目ナンバー01連合会負担金、支出済額104万5,142円は、介護給付費等の審査支払い事務を委託しております国保連合会への事務共同処理手数料です。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金です。

15ページをお願いします。

2項徴収費、1目ナンバー01賦課徴収費、支出済額592万6,702円は、介護保険料説明用パンフレット購入費のほか、介護保険料仮算定・本算定通知の郵送料、印刷業務委託料等、また徴収嘱託員が使用する公用車の維持管理に伴う経費です。財源内訳のその他は督促手数料と一般会計からの繰入金です。

次に、ナンバー02賦課徴収関係会計年度任用職員等費、支出済額242万381円は、徴収嘱託職員1人分の人件費です。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金です。

次に、3項1目ナンバー01認定調査等費、支出済額2,005万8,440円は、要介護認定の新規申請、更新申請等の際、申請者の心身の状況などを調査する認定調査員の報酬、また訪問調査に係る事務費のほか、主治医意見書の作成手数料及び認定訪問調査委託料です。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金です。

16ページをお願いします。

4項1目介護認定審査会費、ナンバー01介護認定審査会関係職員費、支出済額1,518万3,684円は、甲斐市、中央市、昭和町で共同設置をしております介護認定審査会の職員2人分の人件費です。財源内訳のその他は、構成市町の負担金及び一般会計からの繰入金です。

次に、ナンバー03介護認定審査会費、支出済額1,651万3,801円は、介護認定に係る審査や判定を行う審査会委員20人の報酬、認定審査会事務費、審査会システムの保守及び機器の維持管理委託料等です。財源内訳のその他は、構成市町の負担金及び一般会計からの繰入金です。

次に、5項1目ナンバー01地域介護福祉空間整備費等補助金、支出済額2億1,282万3,000円は、令和6年度中に工事完了となった地域密着型サービス施設2施設の施設整備等に係る補助金です。財源内訳の国・県支出金は、県からの介護基盤整備費等事業費補助金及び介護基盤開設準備等事業費補助金です。

17ページをお願いします。

初めに、2款保険給付費の財源内訳の説明をさせていただきます。

財源内訳の国・県支出金は、給付に対する国及び県からの支出金であり、その他は市の負

担当と第2号被保険者の保険料になります。

1項介護サービス等諸費は、介護度が要介護1から要介護5までの方が居宅や施設において利用する介護サービスに係る給付費になります。

1目ナンバー01居宅介護サービス等給付費、支出済額22億8,141万4,946円は、訪問、通所、短期入所サービス等に係る給付費です。

次に、ナンバー02居宅介護福祉用具購入等費、支出済額529万3,180円は、入浴補助用具やポータブルトイレなどの福祉用具購入に係る給付費です。

次に、ナンバー03居宅介護住宅改修等費、支出済額885万9,437円は、居宅の廊下や階段などへの手すりやスロープなどの設置や、段差の解消などの住宅改修に対する給付費です。

次に、2目ナンバー01地域密着型介護サービス等給付費、支出済額11億9,299万6,755円は、住み慣れた地域において気軽に利用できる介護サービスに関する給付費で、地域密着型通所介護や認知症対応型共同生活介護などのサービスに係る給付費です。

18ページをお願いします。

3目ナンバー01施設介護サービス給付費、支出済額9億9,440万7,252円は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設などへの入所に係る施設サービスの給付費です。

次に、4目居宅介護サービス計画等給付費、ナンバー01居宅介護サービス計画給付費、支出済額3億474万7,861円は、居宅介護サービス計画作成に係る給付費です。

19ページをお願いします。

次に、2項介護予防サービス等諸費は、介護度が要支援1と2の要支援の方が居宅や通所において利用する介護サービスに係る給付費です。

1目ナンバー01介護予防サービス等給付費、支出済額6,298万1,845円は、訪問、通所、短期入所などのサービスに係る給付費です。

次に、ナンバー02介護予防福祉用具購入等費、支出済額110万1,480円は、福祉用具購入に対する給付費です。

次に、ナンバー03介護予防住宅改修費、支出済額395万8,469円は、手すりやスロープの設置など住宅改修に係る給付費です。

次に、2目ナンバー01地域密着型介護予防サービス等給付費、支出済額148万2,570円は、認知症対応型共同生活介護サービスに係る給付費です。

20ページをお願いします。

3目ナンバー01介護予防サービス計画等給付費、支出済額1,450万1,869円は、要支援者

の介護予防サービス計画作成に係る給付費です。

次に、3項その他諸費、1目ナンバー01審査支払手数料、支出済額668万4,968円は、介護報酬の審査に伴う国保連合会への審査支払手数料です。

次に、4項高額介護サービス等費、1目ナンバー01高額介護サービス費、支出済額1億969万7,487円は、要介護1から5までの要介護認定者が1か月内において介護サービス利用額の負担限度額を超え高額となった場合、その超過分を給付するものです。

21ページをお願いします。

2目ナンバー01高額介護予防サービス費、支出済額20万2,697円は、要支援1、2の要支援認定者に係るもので、先ほどの高額介護サービス費の給付内容と同様であります。

次に、5項高額医療合算介護サービス等費、1目ナンバー01高額医療合算介護サービス費、支出済額1,702万1,465円は、要介護認定者に係る医療、介護の負担額が年間基準額を上回った場合、その差額を所得の割合に応じて給付するものです。

次に、2目ナンバー01高額医療合算介護予防サービス費、支出済額7万5,534円は、要支援認定者に係る給付費で、先ほどの高額医療合算介護サービス費の給付内容と同様です。

22ページをお願いします。

7項特定入所者介護サービス等費、1目ナンバー01特定入所者介護サービス費、支出済額1億2,344万4,985円は、要介護認定の施設入所者で低所得者の負担軽減を図るための食費と居住費の軽減に係る給付費です。

次に、2目ナンバー01特定入所者支援サービス費、支出済額2,523円は、要支援認定者に係る給付費で、先ほどの特定入所者介護サービス費の給付内容と同様です。

23ページをお願いします。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援総合事業費の財源内訳について説明をさせていただきます。

国・県支出金は、介護予防日常生活支援総合事業に係る国及び県の支出金で、その他は市の負担分と第2号被保険者の保険料になります。

1目介護予防生活支援サービス事業費、ナンバー01訪問型サービス事業、支出済額1,960万2,001円、事業内容の訪問介護相当は、掃除や買物、洗濯、調理などの家事を自力で行うことが困難な方の支援を行うものです。次の訪問型サービスAは、調理や食材の確保、洗濯などの日常の生活を支援し、自立を目指すためのサービスです。次の訪問型サービスCは、課題に応じたりハビリ等の専門職を自宅へ派遣し、短期集中的な指導を行い、生活機能の維

持向上を図るものです。

次に、ナンバー02通所型サービス事業、支出済額4,017万2,657円、事業内容の通所介護相当は、介護予防を目的とし、通所介護事業所において入浴や食事の提供など日常生活の世話や体操、レクリエーション等により、機能訓練を行うものです。次の通所型サービスAは、閉じこもりなどを予防するため、体操やレクリエーション、仲間づくり等の活動を行うものです。次の通所型サービスCは、リハビリ等の専門職による運動機能向上のための訓練を短期集中的に実施し、身体機能の維持改善を図るものです。

次に、ナンバー03生活支援サービス事業、支出済額64万8,714円は、総合事業として実施している配食サービスに係る経費で、対象者は要支援1、2の要支援認定者と基本チェックリストで該当になった事業対象者であります。

なお、総合事業で対象とならなかった方は、この後説明します任意事業で実施する配食サービスで対応をしております。

次に、ナンバー04介護予防ケアマネジメント事業、支出済額802万8,262円は、総合事業のみを利用する要支援認定者及び基本チェックリストで該当になった事業対象者のケアプラン作成に係る経費です。

24ページをお願いします。

2目一般介護予防事業費、ナンバー02一般介護予防事業、支出済額829万6,117円です。この一般介護予防事業は65歳以上の全ての方を対象に、介護予防教室の開催や住民主体の通いの場の充実、地域の支え手の創出など地域づくりを推進し、高齢者がいつまでも生きがいや役割を持って生活できる地域の構築を目指す事業です。

①介護予防普及啓発事業、支出済額286万8,646円は、いきいき健康体操教室などの各教室を民間事業者へ委託して実施した経費です。

②地域介護予防活動支援事業、支出済額542万7,471円は、いきいきサロンの運営費用、また社会福祉協議会へ委託して実施をしております介護支援ボランティア事業、地域介護予防活動支援事業などに関する費用です。

次のいきいき百歳体操は、住民が主体となり、DVDを見ながらおもりを手首や足首につけ椅子に座って行う体操で、導入時や評価の際のリハビリ専門職の講師派遣料などです。

次の甲斐市住民主体型地域支え合い活動補助金は、住民が主体となって取り組む地域の支え合い活動を支援するための活動団体への補助金で、12団体に交付をしております。

次に、ナンバー04一般介護予防事業会計年度任用職員等費、支出済額491万2,713円は、

一般介護予防事業に係る会計年度任用職員1人分の人件費です。

25ページをお願いします。

次に、2項1目包括的支援事業・任意事業費の財源内訳ですが、国・県支出金は包括的支援事業任意事業に係る国及び県の支出金で、その他は市の負担分になります。

ナンバー01包括的支援事業、支出済額1,631万1,815円は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、地域包括支援センターが中心となり、地域の関係者や医療、介護事業者等と連携を図りながら、高齢者に対する介護、福祉、権利擁護等の包括的な支援を行うものであります。

①包括的支援事業、支出済額120万2,284円は、地域包括支援センターの運営費のほか、夜間休日の相談窓口業務等を民間事業者へ委託しております在宅介護支援センター事業などに関する経費です。

②在宅医療介護連携推進事業、支出済額23万527円は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域や自宅で生活ができるよう、包括的、継続的な在宅医療と介護の支援体制を構築することを目的として立ち上げた在宅医療介護連携推進協議会の委員報酬及び多職種連携に向けた研修会等の経費です。

③認知症総合支援事業、支出済額107万5,551円は、小学生をはじめ市民を対象に開催する認知症サポーター養成講座に係る経費のほか、認知症の方を支援するための事業経費です。

④生活支援体制整備事業、支出済額1,380万3,453円は、元気な高齢者をはじめ、地域住民が担い手として多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進するための事業です。本事業は社会福祉協議会へ委託し、甲斐市支え合い推進会を中心に、小学校区の第2層、さらに自治体単位などの第3層での活動を広めることを目的に事業の推進に取り組んでおります。

26ページをお願いします。

ナンバー02任意事業、支出済額1,429万9,071円は、高齢者が地域で安心して生活が送れるよう、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者、家族介護者に対し、地域の実情に応じた支援を行うための事業です。

①介護給付費等適正化事業、支出済額45万7,887円は、ケアプラン点検の実施や介護サービスの利用状況などの内容を記載した通知を利用者へ送付することにより、介護サービス利用状況の確認や介護保険事業に対する意識向上等を図ることを目的に実施をしている事業です。

②長寿あんしん事業、支出済額1,231万1,756円は、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している家族等に、介護用品購入のためのクーポン券を交付する介護用品支給事業、ひとり暮らし高齢者の見守り等を目的に実施している配食サービス事業や、民生委員が高齢者宅を訪問し乳酸菌飲料を配布するとともに安否確認を行う友愛訪問事業などです。

③その他事業、支出済額152万9,428円は、市長申立てや成年後見人等への報酬助成などの成年後見制度利用支援事業に係る費用等です。

次に、ナンバー03包括的支援事業関係職員費、支出済額1,384万5,458円は、包括的支援事業に係る職員2人分の人件費です。

次に、ナンバー04包括的支援事業会計年度任用職員等費、支出済額1,687万5,920円は、包括的支援事業に係る会計年度任用職員4人分の人件費です。

次に、ナンバー05任意事業会計年度任用職員等費、支出済額345万9,062円は、任意事業に係る会計年度任用職員1人分の人件費です。

27ページをお願いします。

4項1目ナンバー01その他諸費、支出済額38万1,956円は、総合事業の実施に伴う国保連合会への審査支払手数料です。財源内訳は国・県からの交付金、その他は市の負担分と第2号被保険者の保険料です。

次に、5款1項基金積立金、1目ナンバー01介護保険給付費支払準備基金積立金、支出済額17万2,000円は、介護保険事業における財政安定化を図るための基金への積立金です。財源内訳のその他は給付費支払準備基金の預金利子です。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目ナンバー01第1号被保険者保険料還付金、支出済額128万5,000円は、過年度分の第1号被保険者保険料の還付金です。

28ページをお願いします。

2目第1号被保険者還付加算金の支出はありませんでした。

次に、3目ナンバー01国庫支出金等償還金、支出済額1億965万3,106円は、国庫支出金等を決算見込額で算出し交付を受けているため、給付額確定後の翌年度に行う精算に伴う返還金です。

次に、2項繰出金、1目ナンバー01一般会計繰出金、支出済額210万6,249円は、先ほどと同様に給付額確定後の翌年度に精算して一般会計に返還したものです。

以上、歳出の合計は57億2,165万3,968円です。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 最初の17ページですが、01の居宅介護サービス等給付費で件数が随分多いんですが、人数にすると何人くらいなのでしょう。

○委員長（内藤久歳君） 川上介護保険係長。

○介護保険係長（川上恵美君） おおよそ3,500人でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 18ページの最初の施設介護サービス給付費ですが、この老人福祉施設、老人保健施設、これ、入所者の人数を教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） 301人です。

以上です。

○委員（松井 豊君） 両方で。

○介護保険係長（川上恵美君） こちらの施設介護サービス給付費の全体の施設の人数になります。

以上です。

○委員（山本 英君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 特養の関係は待機者がかなりいるということだったと思うんですが、今はどのくらいですか。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） お答えします。

令和7年4月1日現在で待機者数は279人です。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 23ページですが、配食サービス、支援1、2と言っていましたけれども、何人くらいでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 答弁はできますか。

齊藤係長。

○長寿あんしん係長（齊藤綾野君） お答えいたします。

生活支援サービス事業のほうの人数は20名、安心事業のほうの利用人数は24名となっています。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 一番ここが難しいところでいろいろあれなんですけれども、ちょっと素朴な質問ですみません。

18ページのサービス計画というのがあるじゃないですか。その01在宅サービスの中で、ここにありますように1万9,829件でこの値段だけでも、これの内容は先ほど言ったように在宅ですから、いろいろ手すりとかそういうことという事業ですよ。お願いします。

○委員長（内藤久歳君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） こちらのほうにつきましては、居宅介護支援事業所のケアマネジャーさんがプランを作成しますけれども、その費用になります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） それで、ページを戻して17ページにも1目の在宅サービスの中に03で在宅同じのがあるんですけども、104件。これも先ほどの説明だと、やはり内容は同じあれなんですよね。そこの違いをお願いしたんですけども、聞きたいんですけども。

○委員長（内藤久歳君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 先ほどの18ページのところについては、居宅介護サービス計画給付費ということで、ケアマネジャーさんが作成するケアプランの作成費ですが、今委員さんがおっしゃった17ページのナンバー03は居宅介護住宅改修等費なので、これは介護保険を使って段差の解消であったりとか、手すりをつけたりとかする住宅改修に関する費用ということになります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

じゃこっちの18ページの計画のほうはケアマネさんが計画してやるということだよ。こちらのほうは市単というか、単独というかそういう形になるんだけど、両方重複して

申請する人も中にはいるというか、よいというか、その辺はどうですか。

○委員長（内藤久歳君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 住宅改修につきましても、ケアマネジャーさんがその必要性であったりとか、それを計画のほうに乗せまして給付をするという形になりますので、重複するというか、ケアマネジャーさんがその計画をつくって、それに対して住宅改修のほうも進めるという形になります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） では、それ2つ、例えば率のいいほうを選ぶとか、そういうことはどうですか。

○委員長（内藤久歳君） 事業そのものを説明してあげて。

藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 計画のほうは、計画策定に対してケアマネジャーさんのほうに払われるものになるんですけども、住宅改修のほうの費用につきましては、その住宅改修をされる方に対する給付費ということになります。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 承知しました。

もう1回よろしいですか。

○委員長（内藤久歳君） どうぞ。

○委員（藤原正夫君） ずっとって25ページの一番最後、04生活支援体制整備事業ということで、これ今課長の説明ですと、この事業については地域の支え合いですか。それで学校単位でうちのほうもやっているところが多いんですけども、その事業内容というか、どのぐらい進んでいるかという内容をお聞かせください。

○委員長（内藤久歳君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） こちらのほうは、住民の方が主体となって取り組む地域の支え合いの体制を進める事業ということで、甲斐市のほうでは1層として市全域のことについてを検討する第1層と、それからもうちょっと小さい単位、小学校区単位の大体生活圏が同じと思われるところを第2層に対する取組と、それから具体的に生活支援だったりとか通いの場などに取り組む第3層、主に自治会単位となりますけれども、そういった第3層のところの取組を今進めているところであります。実際に今第3層が立ち上がり、生活支援だっ

たりとか通いの場であったりとか、そういったことに取り組んでいるところについては、現在22団体となっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。今のところ22団体ということを知りました。これ去年のことですから、今だんだんそういう時期がすごく支え合いというものが大事になっていくと思うので、もうちょっと増やすとかいろんなことをご理解できるように努力していただきたい。これは要望です。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 17ページの先ほども話が出たんですけども、03番確認をさせていただきます。

これは県・国の支援も出ているし、今先ほども話に出たけれども、104件認定を受けたということになっているんですけども、申請件数はどのくらいだったんですか。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） こちら104件そのまま申請件数となっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 100%認定したということですよね。そうですか。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） これ見積り出したりいろいろ仕様書を出したりするんですけども、限度額って幾らでしたっけ。確認させてください。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） 改修費20万円までです、1人につき。申請をしていただきますと、負担割合が1割から3割、その人によって違います。もし1割負担ですと、残りの9割をその申請者にお支払いをする、償還払いでお支払いするという形になります。そうすると、もし20万円ですと18万円お支払いをするという、そういった制度となっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 確認ですけれども、限度額が使い切れなかったということがありますよね、限度額。それは何か私聞いたら、次の年にも繰越しができるとか、そういうことがあるわけですか。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） 基本的には、認定を受けてその方が生涯ということになりますね。一応20万円までという形になります。もしその介護の認定の度合いが3段階以上上がった場合には、またそこでリセットされるんですけれども、そういった形になっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

○委員（樋口孝之君） いいです。

○委員長（内藤久歳君） いいですか。

ほかにございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 26ページの長寿あんしん事業で、こちらで配食サービス、これ社協がやっていると思うんですけれども、300食ほど増えていますよね。今ボランティアでやっているんですけれども、実際間に合っているんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 齊藤係長。

○長寿あんしん係長（齊藤綾野君） 社協のほうに委託しまして、ボランティアさんのほうに配食と配達お願いしていますけれども、間に合っているということになります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） ボランティアさんからは、3年ぐらい前かな、竜王の保健センターでの受け取りが廃止、大分前、もっと前か、廃止になって、敷島まで取りに行くということで、竜王の南部のほう結構厳しいというような事情も聞いたんですけれども、その辺のところはどうでしょう。

○委員長（内藤久歳君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 確かに竜王の保健センターから敷島の保健センターのほうに移った際には、そのようなお話も伺うことがあったんですけれども、現在のところは特にそ

ういったお話は伺っていない状況になります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） それで、同じところなんですけれども、住宅改修支援事業で2,000円
いうことで、ほとんど使われていないと思うんですけれども、この事業というのはどういう
事業なんでしょう。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） こちらの事業は、住宅改修をする方がケアマネジャーさんに
プランとかをつくっていただかない、本当に住宅改修だけをしたいという方について、もし
申請をする場合には、住宅改修の申請書をつくる方に対して2,000円を支払うという、そう
いった事業になっております。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） ということは、1人しか利用しなかったということですか。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 今のところで、ケアマネさんに相談しなかった、しなかった方が1名
ということですが、どういふ方に2,000円お払いするんですか。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） 申請した方に対して、先ほどの住宅改修と同じような形で申
請者の方に自己負担分の残りの金額をお支払いするような形で払っています。ごめんなさい。
失礼しました。2,000円は介護事業所に支払っています。そのプランを作成してくれたその
事業所に支払っています。失礼しました。

○委員長（内藤久歳君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 確認です。ケアマネさんではなくて、自分が利用している介護の介護
事業所に払うという考えでよろしいんですね。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） こちらの住宅改修の申請書をつくってくださる方が、ケアマ

ネジャーさん、作業療法士さんという資格を持った方がつくってくださった場合に、その方か、その事業所にお支払いするという、そういった制度になっております。なので、介護支援専門員さん、ケアマネジャーさんがつくる場合もあります。そのときだけ、その住宅改修のときだけつくってくれるという、そういう場合もあります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） 21ページの高額医療サービスのところで、4番、高額医療予防サービス費106件の要支援1、2というふうな話ですけれども、要支援1、2の方が高額医療をやるというのが僕にはよく分からないんですけれども、この辺を教えていただきたいんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 川上係長。

○介護保険係長（川上恵美君） こちらの内容につきましては、例えばなんですけれども、ご主人と奥様がいます。ご主人さんは要介護5を認定を受けています。奥様は要支援1です。そういった場合に、そのご夫婦の世帯の上限の限度額って4万4,400円なんですけれども、ご主人が例えば月の自己負担が13万円使いました。奥様は自己負担2万円でした。そうすると、世帯の上限の4万4,400円合算をするんですね。合算をします。合算をして、その15万円のうち、旦那さんと奥さんの割合で分けるんですよね。そうすると、奥様は2万円しか払っていませんけれども、戻ってくるお金が6,000円という、そういった形の積み上げがこちらの高額介護予防サービスの主なものになっております。お一人で使うというのは当然ないと思います。なので、ご夫婦のご主人のほう介護度が重くてという、そういったケースで支援の方が入ってくるという、そういった内容になっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） 分かりました。2人でということですね。家族が合算でということで、それは納得いたしましたので、次よろしいですか。

○委員長（内藤久歳君） どうぞ。

○委員（保坂 康君） 24ページ、介護予防の件なんですけれども、これだけの50億、60億、この大きな予算の中で、これから先も一般質問させていただきますけれども、ならないためにということで予防ということが物すごく大事だというふうな話はいつもされるんですけれ

ども、こういう形でいろいろな、いきいきサロンとか体操教室とかいう形でいろいろやっ
ただいているんですけれども、どのぐらいの効果がある……効果があると言ったらおかし
いんですけれども、市としてはどのぐらいのこういう事業をされて、数値的には多分分から
ないと思うんですけれども、どのぐらいのものを目指しながらやっているかなという、目
標値みたいなどころはあるのかどうか、教えていただきたいんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 介護予防の取組は非常に大事だというふうには思っておりま
すし、これが効果が出てくるまでには相当また年数なども必要になってくるのかなという
ところがあるかと思っております。いろんな教室をすることもありますし、また今進めている
通いの場とかそういったところで、皆さんでまずそういったところに出てくるというところ
から介護予防が始まっていくというところもあると思いますので、いろいろなそういった地
域の支え合いとか通いの場を充実させたり、あるいはこういった教室もやったりしながら、
いろんなものをしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） ありがとうございます。本当にここから先、お金いっぱい支出しな
きゃならないところがあると思うので、ぜひ力を入れていていただきたいと要望しておき
ます。

あと、よろしいですか。

○委員長（内藤久歳君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） それと関連してなんですけれども、25ページ、認知症サポーター講
座。これいつも言うんですけれども、この講座を受けて本当にその活動、活動と言ったらお
かしいんですけれども、いろんなことができるのかというところは一つ僕はすごく疑問がある
んですけれども、もちろん講座を受けて認知症の方が分かるということは一つは重要なんで
すけれども、これをやったから……やったからと言ったらおかしいんですけれども、じゃそこ
で講座の修了をもらったということで、僕の知っている人もいるんですけれども、それがだ
から実際問題として活用できるのか。そこが僕が一番問題点かな。もっともっと本当にこの
認知症を分かってやるんだったら、サポーター講座はもちろん必要なんですけれども、もっ
と本腰を入れてやったほうがいろんな面でいいかなとは思ってますけれども、上辺だけじゃ
ないで、上辺だけの勉強会と、サポーター教室というふうなものよりも、本当にもう少し内

容を詰めたような会をやったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） こちらの認知症サポーター養成講座のほうは、まず認知症を正しく理解をして、できる範囲でできることを手助けしていただくということを趣旨に行っている講座になります。今この講座のほうは小学生のほうにも行っておりまして、子供たちに自分がどんなふうなことができるかなということを考えていただいたりとか、また企業さんに行く場合にも、企業さんの立場になって自分としてはどんなことに取り組めるのかというところまで、その場で考えていただくようなことも含めて行っておりますので、まずはそういう意識とか理解を広めていくということが大事となりますので、この講座のほうでその辺を深めていきたいと思っております。

また、この講座を受けた方の中でもうちょっと認知症の方に支援をしていきたいよというふうなことがある方については、ステップアップ講座ということも行っておりまして、それを生かして、去年ですか、チームオレンジという実際に認知症の方を実際に支援していこうといった、そういった取組のほうも始めたところでございますので、そういったところを充実していければと思っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 保坂委員。

○委員（保坂 康君） ありがとうございます。本当に認知症だけじゃないんですけども、こういう形でいろんなもののサポーター、これ本当に市民の方にいろいろ分かっていただいて、必要かなと思いますので、ぜひ認知症に限らず、ほかの方にも、ほかの病気の方でもそういう支援をしていただきたいと思います。要望で。

○委員長（内藤久歳君） 要望でいいですか。

藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 認知症サポーターですけども、昨年度6年度につきましては、364人の方を養成したところでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 25ページ、支え合いのことなんですけれども、先ほど、今、市内で22団体立ち上がっているということなんですけれども、この立ち上げに関して、全く自治

会単位で興味を示さない自治会もあるということを感じていますが、どのような形で市から各自治会のほうへこういう運動を進めたいということをごんふうに伝えているのか、またこれは決して義務ではないということですよ。だから、強制力はないにしても、やはり進んでいるところと進んでいないところの差が非常にあるところをどのようにお考えでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） こちらのほうは確かにとても一生懸命取り組んでいただいているところもありますし、逆にうちは関係ないかなみたいな感じで参加されていないところもあったりというところがございます。こちらは本当に自治会単位の取組をしていただくのが、3層として具体的な取組としてやっていただいています、自治会にお願いしますという形でもなくて、市からお願いしてやっていただくという事業ではなくて、市民の皆さんが取り組まなければいけないという必要性を感じていただけて取り組んでいただくというよう形になってきますので、そういった部分の普及啓発と意識啓発といいますか、そういったところが非常に重要になってくるのかなというふうには感じているところです。市のほうとしては、そうは言っても自治会の方々の理解とご協力がないと具体的な活動は進んでいきませんので、自治会連合会様の研修のときなどの機会などを使ったりとか、また6年度ではないんですけども、広報などでこういった活動をしているよということを周知していくことだとか、あるいは以前フォーラム的な、昔やっていたけれども、そういったところなどを通じて、そういった意識とか、そういった取組をしていることなどを周知していければと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 分かりました。

しかしながら、自助だけでは進まない問題というのは非常にありまして、ある程度のきちっとした説明、各自治会に対しての説明って非常に必要ではないかと思うんですよ。だから、自治会が動かなければ民生委員さんもなかなか動けない。そして理解をいただけないと、民生委員さんが幾らしようと思ってもそれだけでは進まない中で、民生委員さんたちも大変苦労をなさっているのが現状だと思いますので、その辺はもう少し市のほうから、担当のほうからしっかりと推していただかないと、なかなか進まないのかなということを感じていますので、来年度に向かっても1つでも団体が増えるようにぜひ進めていただきたいと思います。

ので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君） 要望でいいですか。

ほかにございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 26ページのナンバー02任意事業の長寿あんしん事業の中の高齢者緊急通報システム運用事業についてなんですけれども、前年度の決算のときや予算の審査のときと比べると利用人数が減っているんですが、こちらは現在積極的にこういったこの制度のお知らせなんかはしていない状況なんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） こちらの制度につきましては、毎年発行しております高齢者ガイドのほうにも載せておりますので、そういったところで周知などを図っているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 今、独居の高齢者の方すごく増えていまして、私の住んでいる地域でも、お亡くなりになってから自宅で発見されるという方も昨年いらっしゃいました。この見守りの事業というのが本当に重要になってくると思うんですけれども、これについては今後市としてはどのように進めていく予定でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） こちらのほうもおっしゃるとおり、今独居の高齢者、あるいは高齢者だけの世帯とか、そういったところが増えていましてございますので、必要な方にはこういった制度をご利用していただけるように進めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（内藤久歳君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 非常に人数としては、ニーズのある人は増えていると思います。今、甲斐市がやっているペンダント型だけではなくて、今ご自身がお持ちのモバイル端末なんかでも同じシステムを使えることもありますので、そういったことも含めて今後検討していただければと思います。要望で結構です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これで歳出についてを終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第4号 令和6年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告については委員長にご一任願います。

以上で、認定第4号 令和6年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

引き続き、介護サービスに入ります。

次に、認定第5号 令和6年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明をお願いいたします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 引き続きよろしくをお願いいたします。

認定第5号 令和6年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件につきましてご説明させていただきます。

決算書の243ページをお願いします。

令和6年度介護サービス特別会計の予算現額は1,675万1,000円、歳入額は1,664万6,444円、歳出額は1,600万3,352円、歳入歳出差引額64万3,092円は、令和7年度へ繰り越すものでございます。本市では、地域包括支援センターを直営で運営し、介護予防支援事業所の指定を受けております。このため、介護保険特別会計とは別に介護サービス特別会計を設け、要支援1、2の方々のケアプラン作成業務等を行っております。

次に、決算書248、249ページをお願いします。

歳入について、介護サービス特別会計歳入決算事項別明細書により説明させていただきます。

1 款サービス収入、1 項1 目予防給付費収入、1 節居宅支援サービス計画費収入、収入済額1,405万2,560円は、要支援1、要支援2の方で介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス以外のサービスを利用する方のケアプラン作成業務に係る国保連合会からの収入です。

次に、2 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金、1 節職員給与費等繰入金、収入済額259万2,000円は、本事業に係る職員給与費等の一般会計からの繰入金で、会計年度任用職員1 人分の人件費の一部です。

次に、3 款1 項1 目1 節繰越金、収入済額884円は、令和5 年度からの繰越金です。

次に、4 款諸収入、1 項1 目1 節預金利子、収入済額は1,000円です。

2 項1 目1 節雑入の収入はありませんでした。

以上、歳入の合計は1,664万6,444円です。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

決算参考資料ナンバー6 の29ページをお願いします。

決算書は250、251ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、ナンバー02総務管理関係会計年度任用職員等費、支出済額507万9,594円は、介護予防支援事業に係る会計年度任用職員1 人分の人件費です。財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入及び一般会計からの職員給与費等繰入金です。

ナンバー03事務諸費、支出済額9 万7,198円は、事業に係る事務経費です。財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入です。

次に、2 款事業費、1 項1 目居宅介護支援事業費、ナンバー01居宅介護支援事業、支出済額1,082万6,560円は、要支援1、2の要支援認定者のケアプラン作成を市内外の居宅介護支援事業所に委託した際の費用です。財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入及び預金利子です。

次に、3 款諸支出金、1 項1 目ナンバー01償還金につきましては、支出はありませんでした。

30ページをお願いします。

2 項繰出金、1 目ナンバー01一般会計繰出金、一般会計からの繰入金を精算し、翌年度

に返還するものですが、返還はありませんでした。

以上、歳出の合計は1,600万3,352円です。

介護サービス特別会計の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 手短に。

29ページの総務管理関係会計年度任用職員なんですけれども、この方の資格というのは何になりますでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） こちらのほうは主任介護支援専門員です。

○委員長（内藤久歳君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） あと、その居宅介護支援事業のケアプランの作成、一部委託ということなんですけれども、全体では何件あるでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中村係長。

○介護予防推進係長（中村美佐君） お答えいたします。

全体では3,072件のケアプランを作成しています。

以上です。

○委員（若尾彰子君） ありがとうございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第5号 令和6年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、認定第5号 令和6年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

ここで休憩をいたします。午後の再開は1時20分から再開いたします。よろしくお願います。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時19分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、認定第8号 令和6年度甲斐市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明をお願いいたします。

高須産業創造課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） よろしくお願いたします。

産業創造課が所管いたします宅地開発事業特別会計の令和6年度決算につきまして説明をさせていただきます。

この事業につきましては、下今井地内の双葉地区拠点工業団地の拡張整備事業の特別会計であります。買収する農地の面積は2万8,527.19平方メートル、88筆、所有者21人です。用地買収は完了し、造成工事のための設計業務を進めているところであります。

決算書の285ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表であります。

予算現額 4 億 4,262 万円に対しまして、歳入額 4 億 2,531 万 7,000 円、歳出額 2 億 5,696 万 1,600 円、歳入歳出差引過不足額 1 億 6,835 万 5,400 円、翌年度へ繰り越すべき財源として 1 億 6,835 万 5,000 円、残高として端数の 400 円であります。

続いて 290 ページ、291 ページをお願いいたします。

歳入決算事項別明細書であります。

1 款県支出金、1 項県補助金、1 目工業団地整備促進事業補助金 1,730 万 3,000 円につきましては、補助対象となる設計業務等を翌年度へ繰り越しているため、収入未済額として計上しております。

次に、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、収入済額 2,589 万 7,000 円、同じく 3 款繰入金、2 項基金繰入金、2 目土地開発基金繰入金、収入済額 3 億 9,942 万円であります。

次に、歳出決算事項別明細書であります。

決算書の 292 ページ、293 ページであります。説明につきましては決算参考資料ナンバー 5 の最終ページの 24 ページをお願いいたします。

1 款宅地開発費、1 項宅地開発費、2 目下今井地区開発事業費、ナンバー 01 下今井地区開発事業費、支出済額 2 億 5,696 万 1,600 円、財源内訳は全てその他で、基金及び一般財源からの繰入金であります。事業内容につきましては造成設計等業務委託費の前払金、用地費の前払金等であります。

次に、決算審議資料 21 ページをお願いいたします。

宅地開発事業特別会計決算状況につきまして、歳入及び歳出の内訳と表をグラフで示したものといたします。

歳入につきましては全てが繰入金、歳出につきましては全て宅地開発費に係るものであります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はございませんか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 24 ページ、最後のところなんです。双葉地区拠点工業団地開発事業を今進めているところなんですけれども、坪数にすると私たちが約 9,250 坪ぐらいだと思

うんですけれども、そんなことでこの間私も一般質問させていただいたんですけれども、浸水対策と雨水対策を兼ねて、今度は造成工事に入る、設計業務に入る。その設計業務が終わるのはいつ頃でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 高須産業創造課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） 設計業務につきましては、今年度中、間もなく終わる方向で進めておりまして、終わり次第、工事着工に進めていきたいと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 設計業務が今年度中で終わるということで、そうすると造成工事に入るんですけれども、その造成工事に入る中で、私も現地確認していないんですけれども、盛土とか、そういう切土とか地盤改良とか、そういうことはあるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 高須課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） 現地はもともと田んぼということでありまして、かなりフラットな状況になっております。また、盛土とか切土というのはごく僅かになってくるというふうには考えております。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） そうすると、その大規模造成をするには、何か都市計画法とか何々法とかと引っかかるものもあるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 高須課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） こちらにつきましては都市計画法がありますし、現在農地になっておりますので、農地転用等の手続が必要になってきます。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 土地問題が解決して造成すると、いよいよ今度は販売、造成の誘致をしていくということですが、そんなことで私の要望ですが、その辺の企業誘致のしたところの市町村の成功例とか近隣のところをよく見ていただいて、視察研修もしていただいて、一時も早く、1日でも早くそのものが土地が売れるということとか、優良企業が来ることを願っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 関連して同じような質問になりますけれども、私も以前建設経済の委

員会だったんで、この話も聞いてはいたんですが、当時は農工団地というようなことで話が進んでいたと思うんですけども、その辺、委員会を離れて、どういういきさつでこういうふうになっているか分からないんですが、今は本当に純然たる工業団地という形で開発しているということなんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 藤田産業創造係長。

○産業創造係長（藤田 充君） お答えいたします。

当初は農工法に基づく計画で事業を進めておりましたので、農工団地という形で進めていたんですが、税務署のほうといろいろ税控除の話をする中で、農工法がないというところで、違う事業名を使ってもらえないかというお話がありました。もともと県がいろんな工業団地を指定する中で、双葉地区の既存の企業も含めて双葉地区拠点工業団地という、県のほうでそういう名称を使っておりましたので、それを引用して、その一応今開発事業ということで拡張整備を進めているところになります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。

であれば、例えば今後この開発している土地に誘致する企業というか、そういったものというのは、大体こういう企業をみたいなの、そういうあれはあるんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 藤田係長。

○産業創造係長（藤田 充君） お答えいたします。

今回、農地転用のほうも、もともと農工法の適用区域ということで優遇を受けながら転用ができるという制度になっております。農工法の中では、基本的には製造業を主とした業種指定がありますので、一応製造業を主な立地先として進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。

今後この土地に例えば入ってくれそうな企業みたいなのは、幾つか候補はあるんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 高須課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） 今係長が申し上げたように、製造業を中心に、また応募とかありますけれども、現在入居しているところも若干興味を示している企業さんもありますの

で、その辺も含めて今後検討していきたいと考えております。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本 英君） 去年の7月7日、あそこもすごい災害を、水のあれが受けたと思うんですけども、先ほど切土はない。埋土は結構どのぐらい上げるんですか。一つだけ聞きたくて。

○委員長（内藤久歳君） 藤田係長。

○産業創造係長（藤田 充君） まだ設計が全部完成しているわけではないですが、先ほど課長が申したように、現状は田んぼということで、通常の例えば周辺の道路とか既存の工業団地よりも低いところに地盤高がありますので、そこを周辺の道路と合うような形になります。今の段階だと、一番高いところでも現状の田んぼの高さよりも2メートルいかないぐらいの高さの区画で今設計のほうを調整しております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 今の関連質問ですけれども、盛土すると、企業が建てるということになれば、地盤調査とか、そういう何トン、大きさがこのぐらいまでの地盤だったら大丈夫だよとかという、それまでを出して企業に売るのは、その辺はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 藤田係長。

○産業創造係長（藤田 充君） お答えいたします。

周辺で既に地質調査済んでいるところもありますので、そういった地下の深いところ、地質データも提供しながら企業さんには売渡しを考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

○委員（樋口孝之君） 分かりました。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

金丸委員。

○委員（金丸幸司君） 同じく設計業務委託ということで、あの辺も先ほど言ったように、昨

年ですか、大雨で浸水というか、冠水したところもあったということなんですけれども、今回の設計業務も、この委託というのが当然雨水対策も考えた設計業務になっているのか教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 藤田係長。

○産業創造課長（高須秀樹君） こちらにつきましては、昨年繰越しをした経緯がありますが、けれども、雨水対策についても水路の改修等も含めて設計に反映するように考えております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第8号 令和6年度甲斐市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、認定第8号 令和6年度甲斐市宅地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時34分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、認定第6号 令和6年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明をお願いいたします。

中島上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 大変お疲れさまです。よろしくをお願いいたします。

上下水道業務課及び工務課が所管いたします地域し尿処理施設特別会計の決算についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、決算書、決算参考資料ナンバー9、決算審議資料、指定管理者導入施設の実績についての4種類でございます。

初めに、事業概要を説明させていただきます。

この事業につきましては、敷島地区にあります松島団地の地域し尿処理施設の維持管理費用が主な内容となっております。松島団地の処理施設につきましては、昭和56年に竣工し、処理人槽は1,380人槽、使用戸数につきましては、現在269戸であります。

なお、双葉登美団地につきましては、地元自治会において指定管理を行っておりますので、市からの支出はございません。

決算内容につきましてご説明させていただきます。

決算書の257ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表であります。

予算現額1,148万円に対しまして、歳入額1,158万1,978円、歳出額1,005万1,318円、歳入歳出の差引きは153万660円でありまして、翌年度への繰越額となります。

同じく決算書の262、263ページをお願いいたします。

歳入の決算事項別明細書であります。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料、1節地域し尿処理施設使用料につきましては、収入済額709万9,400円であります。こちらは松島団地269世帯からの年間使用料収入であります。

次に、2款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金につきましては、収入済額8,000円で、地域し尿処理施設基金運用収入であります。

次に、3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては、収入済額326万7,000

円で、職員1人分の給与費の一部に対する繰入金であります。

次に、4款1項1目1節繰越金につきましては、収入済額120万6,578円で、前年度からの繰越金であります。

次に、5款諸収入1項1目1節預金利子につきましては、収入済額1,000円となっております。

続きまして、2項1目1節雑入につきましては、収入はありませんでした。

次に、歳出の決算事項別明細書であります。

決算書の266、267ページとなりますが、説明につきましては決算参考資料ナンバー9に基づきまして説明をさせていただきます。

決算参考資料の6ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項地域し尿処理施設費、1目地域し尿処理施設維持費であります。ナンバー01地域し尿処理関係職員費につきましては、支出済額504万3,633円で、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金で、それ以外は一般財源となります。事業内容につきましては、下水道施設係職員1人分の人件費であります。

続きまして、ナンバー02地域し尿処理施設維持費につきましては、支出済額499万9,685円で、財源内訳のその他財源は預金利子で、それ以外は一般財源となります。事業内容につきましては、施設に関わる光熱水費、火災保険料、保守点検委託料等の維持管理経費であります。

なお、火災保険料の敷島台団地であります。既存建物の火災保険料となっております。

次に、2款諸支出金、1項基金積立金、1目地域し尿処理施設基金積立金、ナンバー01地域し尿処理施設基金積立金につきましては、支出済額8,000円で、財源内訳のその他財源は基金の運用収入であります。

7ページをお願いいたします。

3款1項1目予備費につきましては、支出はありませんでした。

次に、決算書の269ページをお願いいたします。

財産に関する調書であります。

地域し尿処理施設基金につきましては、令和6年度の積立金が8,000円でしたので、年度末現在高は3,774万8,000円であります。こちらの基金は、施設の大規模な修繕等が必要になったときの財源として、毎年預金利子分を基金へ積み立てているものであります。

次に、別冊の決算審議資料19ページをお願いいたします。

こちらは、地域し尿処理施設特別会計での決算状況につきまして、歳入及び歳出の内容を表とグラフで示したものであります。

最後になりますが、別冊となります決算参考資料ファイルの中にあります指定管理者導入施設の実績についての19、20ページをお願いいたします。

主な内容につきまして、こちらの施設の説明をさせていただきます。

施設名は、双葉登美団地地域し尿処理場であります。

2の指定管理者名は、双葉登美団地汚水処理施設管理組合であります。

4の指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

6の建設年月日であります。昭和63年3月10日で、既に37年が経過しております。

7、施設の概要ですが、浄化槽の規模は800人槽であります。

8、利用状況につきましては、加入世帯が166世帯であります。

9の令和6年度指定管理料であります。市からの支出はございませんでした。

20ページをお願いいたします。

10、令和6年度収入支出決算状況であります。収入の部といたしまして、使用料収入が471万5,500円、繰越金が697万6,269円、諸収入で3,783円、収入合計で1,169万5,552円あります。

支出の部であります。修繕費で44万5,060円、光熱水費で225万4,589円、委託料で144万2,314円など、支出合計で423万4,996円となっております。

以上が地域し尿処理施設特別会計の決算内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。

1点ほどお伺いします。

この松島団地のこれですけれども、登美団地は何年か前から自分のところで組合ということで組織で市からも全然あれはしていないということで分かっているんですけれども、この松島団地なんですけれども、県に分譲で、私たち敷島ももう五、六年前には釜無川流域へ移

行したわけですがけれども、いよいよ登美団地がこういう結果であれば、松島団地も考える時期じゃなかろうかと思えますけれども、その点、当局はどう考えていますか。お願いします。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 松島団地の地域し尿処理施設につきましても、本年度、松島団地の全住民の方から同意書のほう、公共下水道への接続の依頼という同意書が得られました。その同意の絡みもありまして、来年度からそういった松島団地の現地の調査、また実施設計などを行いまして工事のほうに着手したいと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） じゃ、自治会269戸でしたっけ、住民の方の同意が得られて、いよいよ来年度からはそういうことで出発するということですね。それで、もしそういう場合、移行されて釜無川流域全部本管へ入って、そういった場合に、また今現在うちのところにあるような形になるんですよね、残ったのが。そんなことも、両方考えてどんなふうにもう一度答弁をお願いしたいんですけれども、よろしくお願いします。あとの利用方法をどうするかということ。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 藤原委員には、議会の質問のときから敷島台団地のし尿処理場の後の活用の問題、また今回松島団地及び登美団地もそういった施設が今後使用しないという形で残ってくるわけなんですけれども、敷島台団地につきましても、自治会との活用方法の検討及び県と急傾斜地の関係で今後の対応が必要になるんじゃないかということと話がありますので、そちらのほうも検討課題としまして、敷島台団地は進めていきたいと考えております。

同じく登美団地、松島団地につきましても、全ての処理が完了しまして施設のほうが使わなくなりましたらば、自治会のほうと使うかどうかという協議をしながら、その跡地の有効活用を今後検討していくような形を取っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 進んでいるようで安心したところです。

松島団地のみならず、登美団地もそういうことも切り離して、本管につないで、もう市からの負担もだんだんなくすように、自分たちのものは自分たちですするという考えを強く持つ

たほうが、それは財政的にも市も楽になると思うし、そのためにこのあれがあったらほかのほうへ回してほしい、こんなふうに思います。答弁は要りません。よろしくをお願いします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第6号 令和6年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で、認定第6号 令和6年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

次に、認定第7号 令和6年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明をお願いいたします。

中島上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計の決算について説明をさせていただきます。

初めに、事業概要を説明いたします。

農業集落排水施設は、甲府市の平瀬浄水場北部に位置する吉沢地区寺平集落の水質保全を目的とし、建設されました。平成7年度の供用開始から30年が経過している施設の維持管理を行っている事業であります。施設名は寺平地区浄化センターで、供用開始は平成7年7

月、処理区域面積は3ヘクタールであります。計画戸数は42戸で、現在の使用戸数は37戸であります。計画人口は160人で、現在の使用人数は75人という状況であります。

それでは、決算内容につきましてご説明をさせていただきます。

決算書の271ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表であります。

予算現額916万8,000円に対しまして、歳入額915万4,384円、歳出額837万385円、歳入歳出差引額は78万3,999円でありまして、翌年度への繰越額となります。

次に、同じく決算書の276、277ページをお願いいたします。

歳入の決算事項別明細書であります。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目1節農業集落排水維持管理負担金につきましては、収入済額126万5,000円であります。こちらは寺平地区浄化センターの保守点検委託料に伴う甲府市からの負担金でありまして、負担率は2分の1となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、1節農業集落排水施設使用料につきましては、収入済額120万5,314円あります。こちらは対象世帯からの年間使用料収入で、内訳といたしまして、現年度分117万7,726円、過年度分2万7,588円となっております。

続きまして、2項1目手数料、2節督促手数料につきましては、収入済額900円で、1件9期分の督促手数料であります。

次に、4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては、収入済額620万7,000円あります。内訳といたしまして、事務費繰入金が400万9,000円、公債費繰入金が219万8,000円となっております。

次に、5款1項1目1節繰越金につきましては、収入済額47万6,170円あります。

次に、6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目1節延滞金につきましては、収入はありませんでした。

続きまして、2項1目1節雑入につきましても、収入はありませんでした。

次に、歳出の決算事項別明細書であります。

決算書の280、281ページとなりますが、説明につきましては決算参考資料ナンバー9に基づきまして説明をさせていただきます。

決算参考資料の8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー01農業集落排水施設維持管理

事業につきましては、支出済額617万733円で、財源内訳のその他財源は甲府市からの負担金126万5,000円と一般会計繰入金400万9,000円で、それ以外は一般財源であります。事業内容につきましては、浄化センター維持管理に伴う光熱水費や保守点検委託料などでありませ

次に、2款1項公債費、1目元金、ナンバー01元金につきましては、支出済額213万777円で、財源内訳のその他財源は一般会計繰入金で、それ以外は一般財源であります。事業内容につきましては、公営企業債の償還元金となります。

9ページをお願いいたします。

2款1項公債費、2目利子、ナンバー01利子につきましては、支出済額6万8,875円です。財源内訳のその他財源は一般会計繰入金で、それ以外は一般財源であります。内容につきましては、農業集落排水事業債の償還利子となります。

次に、3款1項1目予備費につきましては、支出はありませんでした。

次に、別冊の予算審議資料の20ページをお願いいたします。

こちらは、農業集落排水事業特別会計決算状況につきまして、歳入及び歳出の内訳を表とグラフで示したものと地方債現在高を示したものとなります。

以上が農業集落排水事業特別会計の決算の内容となります。ご審議のほどよろしくお願

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第7号 令和6年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、認定第7号 令和6年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を終了いたします。

次に、認定第9号 令和6年度甲斐市水道事業特別会計決算認定の件を議題といたします。

なお、水道事業報告及び水道事業決算書についての説明及び質疑は一括で行いたいと思います。

水道事業報告書及び水道事業決算書について一括で当局の説明をお願いいたします。

保坂公営企業部長。

○公営企業部長（保坂義実君） 引き続きよろしくお願いをいたします。

初めに、決算内容を説明をさせていただく前に、水道事業の執行状況につきましてご説明をさせていただきます。

まず、本市の水道事業におきましては、現在第2次水道ビジョンにおいて掲げました安全な水道、安定性の高い水道、持続可能な健全経営の3つの目標を定め、基本理念である「かけがえのない安全でおいしい水をいつまでも」の実現に向け、事業の運営に取り組んでいるところであります。令和6年度につきましては、前年度に着手をいたしました片瀬造圧ポンプ場の整備事業につきまして現在も事業を進めており、令和7年度末までには全ての事業を完了する予定となっております。また、令和6年度中には、地震等の大規模災害に備えるため、耐用年数を超えた施設等の更新や、老朽化が進む水道管の更新等を今後計画的に実施をしていくため、水道料金の改定につきましてご議決をいただいたところであります。

それでは、これより決算の内容につきまして担当課長のほうからご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（内藤久歳君） 芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） よろしくお願いをいたします。

水道事業会計決算書の詳細並びに決算参考資料の内容等につきましてご説明させていただきます。

公営企業会計決算書の26ページをお願いいたします。

（3）議会議決及び認定事項であります。令和5年度から6年度への水道事業繰越の報告

が1件、令和6年度補正予算3件、令和5年度決算認定が1件、令和6年度条例の一部改正が4件、令和7年度当初予算1件、計10件を議決及び認定等をいただきました。

(4) 行政官庁認可事項につきましては、令和6年度水道事業債の申請を山梨県に提出し、認可をいただいております。

(5) 職員に関する事項につきましては、令和6年度は前年度から職員が2名増員となっております。

2、工事、(1) 建設改良工事の概況につきましては、一覧表が29、30ページにありますので、そちらをご覧ください。

内容につきましては、業務委託が片瀬配水場整備に伴う管理業務委託1件、配水管布設工事が田富町敷島線の富竹2－5工区ほか9件、配水管布設替え工事は片瀬配水区区域再編に伴う配水管布設替え工事ほか2件、下水道関連工事につきましては、下水道工事に伴う配水管布設替え工事を10件、施設整備工事は竜王西小学校飲料水兼用耐震性貯水槽緊急遮断弁更新工事ほか8件の工事を実施しております。

決算書の27ページに戻っていただきまして、(2) 量水器取付けの概況につきましては、合計で3,946件の取替えを行いました。

(3) 漏水修理の概況につきましては、本管の漏水が13件、給水管の漏水が33件、消火栓の漏水が1件、合計で47件の漏水修理を実施いたしました。

28ページをお願いいたします。

ここからは主な点のみ説明させていただきます。

(1) 業務量につきましては、期末給水人口は令和6年度末が5万6,264人で、昨年度に比べ142人の減となっております。期末給水栓数は2万6,502栓で170栓増加しております。配水量は673万1,375立米で、334立米の増となっております。有収水量は587万6,453立米で3万9,727立米の減、有収率は87.3%でした。給水単価は132.77円で0.22円の増。給水原価は115.13円で11.59円の増。供給単価と給水原価の差が利益となります。水を供給するためにかかる費用、給水原価が115.13円に対して供給単価132.77円で供給しているので、有収水量1立米当たりのもうけは約18円となります。給水栓数は増加しておりますが、給水収益は減少しております。これは市民の皆様をはじめ、利用者の節水意識の向上、また節水機器の普及などによる影響によるものだと思います。

次に、(2) 事業収入に関する事項と(3) 事業費に関する事項との関係につきましては、(2) の事業収入9億5,320万4,952円から(3) の事業費7億7,019万7,148円を差し引い

た1億8,300万7,804円が当年度純利益となっております。

決算書の31ページをお願いいたします。

企業債の概況であります。

借入先につきましては、財政融資資金と地方公共団体金融機構の2つであり、令和6年度は財務省財政融資資金から片瀬配水区再編に伴う配水管布設工事等に1億9,550万円借り入れて充当しております。一方で、令和6年度に償還した額は364万7,086円で、年度末現在高は2億910万3,401円となっております。償還完了につきましては、令和27年3月の予定であります。

なお、詳細につきましては、39ページに明細書として掲載しております。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

令和6年度甲斐市水道事業決算報告書であります。

(1) 収益的収入及び支出、初めに収入であります。

1款水道事業収益の決算額は10億4,866万8,265円で、内訳は1項営業収益の決算額は9億2,797万5,106円、2項営業外収益の決算額は1億1,842万6,405円、3項特別利益の決算額は226万6,754円であります。

次に、支出であります。

1款水道事業費用の決算額は8億25万330円で、内訳は1項営業費用の決算額は7億9,439万8,790円、2項営業外費用の決算額は352万6,794円、3項特別損失の決算額は232万4,746円、4項予備費の支出はございませんでした。

以上の支出の内容の詳細は、決算参考資料ナンバー9で説明させていただきますので、決算参考資料ナンバー9、10ページをお願いいたします。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、ナンバー01原水及び浄水費、支出済額は1億9,856万4,524円で、財源内訳のその他は雑収益であり、残りは一般財源であります。雑収益につきましては、飲料用兼用耐震性貯水槽工事事務費及び維持管理負担金であります。事業の内容といたしましては、水道施設の運転管理等業務委託費として委託先である株式会社ウォーターエージェンシーへの委託費、塩川ダム受水費につきましては、峡北地域広域水道企業団から双葉地区の一部へ送水しておりますので、その受水費であります。

次に、ナンバー2配水及び給水費、支出済額は1億294万7,336円で、財源の内訳のその他は雑収益及び一般会計からの繰入れであり、残りは一般財源であります。雑収益につま

しては、消火栓の修繕や下水道工事に関連する補償収入、児童手当分の一般会計繰入金など
であります。事業内容は、上水道施設系の職員5人分の人件費のほか、検定満了量水器取替
え業務として3,946件の取替えを実施いたしました。また、年間47件の漏水等修繕を実施し
ております。

その下のナンバー03受託工事費はありませんでした。

決算参考資料11ページをお願いいたします。

ナンバー04業務及び総係費、支出済額1億5,882万551円、財源内訳のその他は一般会計
からの繰入金及び下水道会計、簡易水道会計からの負担金であり、残りは一般財源でありま
す。事業内容といたしましては、職員5人分の人件費及び会計年度任用職員3人分の人件費
をはじめ、フジ地中情報株式会社に委託している収納業務委託料、料金会計システム経費の
ほか、庁舎修繕管理費及び事務費等であります。

次に、ナンバー05減価償却費、支出済額は3億1,358万7,282円で、財源内訳は全て一般
財源であります。事業の内容といたしましては、有形固定資産減価償却費で簿価上の経費で
あります。

次に、ナンバー06資産減耗費、支出済額は2,047万9,097円、財源内訳は全て一般財源で
あります。事業の内容といたしましては、機械の取替え工事のため、機械及び装置を除却し
た分と、一般管路の布設替え工事のため、構築物を除却した分であり、簿価上の経費となり
ます。

次に、ナンバー07その他営業費用はありませんでした。

決算参考資料12ページをお願いします。

2項営業外費用になります。

ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費、支出済額は31万300円で、財源内訳は全て一般
財源であります。事業の内容といたしましては、水道事業債償還利子であります。

次に、ナンバー02災害対策費、支出済額は321万6,494円、財源内訳は全て一般財源であ
ります。事業の内容といたしましては、災害対策用の貯水袋の出庫分と組立て式給水タンク
を5基購入しております。

次に、ナンバー03雑支出の支出はありませんでした。

ナンバー05消費税及び地方消費税もありませんでした。消費税につきましては、大規模
工事による仮払い消費税が高額であったため、納税ではなく還付となったためであります。

次に、その下の3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損につきましては、支払済額

5万7,992円、財源内訳は全て一般財源であります。事業の内容といたしましては、過年度分の還付金8件であります。

次に、ナンバー05その他特別損失につきましては、支出済額226万6,754円、財源内訳は全て一般財源であります。事業の内容といたしましては、令和5年度受贈財産錯誤による過年度修正であります。

決算参考資料13ページをお願いいたします。

4項01予備費の支出はありませんでした。

それでは、再度、公営企業会計決算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出につきましてご説明いたします。

初めに、収入であります。

1款資本的収入の決算額は3億3,734万4,842円で、内訳は1項企業債の決算額は1億9,550万円、3項負担金の決算額は1億1,051万6,842円、8項加入金の決算額は3,132万8,000円であります。

次に、その下の支出であります。

1款資本的支出の決算額は8億5,941万576円で、内訳は1項建設改良費の決算額は8億5,576万3,490円、2項の企業債償還金の決算額は364万7,086円であります。翌年度への繰越額は1億3,329万8,000円、不用額は8,459万2,424円であります。

なお、資本的支出に対する資本的収入の不足額の補填につきましては、9ページの表下に掲載しております。

支出の詳細につきましては、決算参考資料ナンバー9、14ページをお願いいたします。

資本的支出の内容であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー01建設工事費、現年の支出済額は2億2,842万3,800円、財源内訳のその他は県からの負担金であり、残りは全て一般財源であります。事業の内容につきましては、田富町敷島線に関連する配水管布設工事が3件のほか、片瀬配水区区域再編に伴う送配水管布設工事などであります。その下の繰越明許は、支出済額4,250万1,800円、財源内訳のその他は県からの負担金であり、残りは全て一般財源であります。事業内容は田富町敷島線富竹2-5工区に係る配水管布設工事などあります。

決算参考資料15ページをお願いいたします。

次に、ナンバー02改良工事費、現年の支出済額は2億8,966万7,400円、財源内訳のその他は工事関連の負担金であり、残りは一般財源であります。事業の内容は片瀬配水区再編に

伴います配水管布設工事費及び下水道工事に伴う配水管布設替え工事などであります。

決算参考資料16ページをお願いします。

ナンバー03量水器費、支出済額は42万3,290円、財源内訳は全て一般財源であります。事業の内容は、新規量水器264個分の出庫費用であります。

次に、ナンバー04固定資産購入費、現年の支出済額は2億7,516万7,200円、財源内訳は企業債と工事関連の負担金であり、残りは全て一般財源であります。事業の内容は、配水場並びに水源における機電設備等の更新工事をはじめ、残留塩素計新設工事、取水ポンプ更新工事などであります。その下の繰越明許は支出済額1,958万円、財源内訳のその他は全て工事関連の負担金であります。事業内容は、竜王西小学校飲料水兼用耐震性貯水槽緊急遮断弁更新工事であります。

決算参考資料17ページをお願いいたします。

2項ナンバー01企業債償還金、支出済額は364万7,086円で、財源内訳は全て一般財源であります。事業内容は、水道事業債の償還元金であります。

次に、その下のたな卸資産購入限度額、支出済額は482万8,698円、財源内訳は全て一般財源であります。事業内容は、備蓄用の飲料水として龍王源水6万1,248本の製造及び量水器貯水袋の購入費用であります。

ここで、再び公益企業会計決算書の10ページ、損益計算書をお願いいたします。

水道事業損益計算書であります。この指標につきましては、税抜き表示となっております。

これは当年度の事業においてどのような営業活動をしたか、またどれだけの成績を上げたかを示したものであります。

また、11ページは、キャッシュフロー計算書につきましては、当年度の事業における資金収支の状況について活動を区分して示したものであります。

一番下の資金期末残高は、令和6年度末の水道事業の保有している現金残高は13億409万302円であります。

次に、決算書の12ページ、令和6年度甲斐市水道事業剰余金計算書をお願いします。

剰余金とは資本金の額を超過した部分であり、その源泉は営業活動によって得たものと、それ以外によって得たものに分かります。この計算書は、当年度中に剰余金がどのように増減変動したかを示す計算書であります。

表右から3列目の一番下に記載してある当年度未処分利益剰余金の4億100万7,804円は、当年度純利益1億8,300万7,804円と建設改良積立金取崩額の2億1,800万円を合わせた額で

あります。

次に、13ページは、令和6年度甲斐市水道事業剰余金処分計算書（案）であります。

12ページの剰余金計算書の一番下の段にあります先ほどの当年度未処分利益剰余金の4億100万7,804円のうち、既に積み立ててある建設改良積立金を取り崩した2億1,800万円を資本金へ組み入れることで、令和6年度の純利益分の1億8,300万7,804円を新たに建設改良積立金へ積み立てることについて、議会の議決を要するものであります。

なお、現時点においては決算認定をいただく前でありますので、この剰余金計算書につきましては（案）となります。

続きまして、決算書の14ページ、15ページをお願いいたします。

この貸借対照表は、事業の資産、負債、資本など保有する全ての財産を総括的に示したものであります。

また、決算書の33ページ以降は、水道事業会計決算附属明細書であり、収益費用明細書をはじめ、固定資産明細書、企業債明細書などを掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

令和6年度水道事業会計決算の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 15ページの配水管布設工事ですが、これは水が漏れたから替えたのか、それとも老朽で年数分かっていて替えたのか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） お答えいたします。

配水管布設工事になりますが、こちらのほうにつきましては年度当初からの予定の工事を施工しているものでありまして、配水管の布設を漏れたからということではなく、布設替えて新たに布設する工事のことを配水管布設替え工事と呼んで、施工のほうをさせていただきました。

以上となります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 11ページですが、収納業務委託、毎月500万からですが、これは何人くらい業務をしているのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 藤井上下水道総務係長。

○上下水道総務係長（藤井亮一君） お答えします。

業務は、フジ地中情報株式会社というところに委託してまして、おおよそ大体5名から6名ほどが対応しております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 1点だけお願いします。

12ページの大事なところですが、災害対策というところで、これ昨年5基購入したという事で、1基当たり計算すると約64万ぐらいになるんですけども、これは5基プラス前にもあって、合計すると何基ということになるんですか。それを教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 池田上水道施設係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

こちらの組立て式給水タンクにつきましては、市内の指定避難所です、防災計画上の。22か所ございますが、そのうち耐震性貯水槽のない13か所におきまして、こちらのタンクを購入予定ということで、令和4年度から3基、5年度5基、6年度5基ということで計13個を整備したところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） 分かりました。

そうすると、このタンクには何リッターぐらい入るものですか。

○委員長（内藤久歳君） 池田係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

1基当たりの容量でございますが、1,000リットルということでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 樋口委員。

○委員（樋口孝之君） これ1,000リッター入って、13基ということですか。活用したことはあ

るんですか。どんなところに、去年はこんなところに活用したというのがあれば教えてほしいんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） こちらのまだ買ったばかりの組立て式の給水タンク13基につきましては、まだ使用の経過はありません。ただ、断水などのときにトラックに積んだ1トンのタンクというのは常時持ち運びとかしていますので、それと同じような要領の中で、こちらのほうは避難所に直接置いてしまうタイプのものなので、移動がすぐできないということもありますので、まだ使ってはいないんですけれども、今後は防災訓練などで使用していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 基礎的なことが分からないんですけれども、13ページ、未処分利益剰余金を資本金のほうに繰り入れるんですけれども、これ、資本金を増やす必要というのがあるわけなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 八巻経理徴収係長。

○経理徴収係長（八巻加奈君） お答えいたします。

こちらにつきましては、当年度で出た未処分利益剰余金につきまして、翌年度に建設改良基金に積立てをいたしまして、その年、資本金に必ず組み戻さなければならないものですので、毎年、前年で取り崩した建設改良基金積立金はまた資本金へ組み入れるという制度の下で決算を打たせていただいております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 建設改良資金、これを今からも必要になってきますよね、今後とも。

それを資本金のほうに入れちゃったとして、改良資金の不足というのが出てこないのか心配するんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○経理徴収係長（八巻加奈君） お答えいたします。

こちらの公営企業という基金なんですけれども、一般会計であるとか特別会計である基金

と若干意味合いが異なりまして、帳簿上の基金になりますので、現金として現存している基金ではございません。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 10ページですが、塩川ダム受水ですが、これ大体何件くらいが利用しているのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） こちらの塩川ダム受水費になりますが、塩川ダムのほうからは1日950トンという水が双葉地区の笠石水系及び三島水系という、こちらの配水池のほうに入っております。直接このダムの水だけを使っているという方はいらっしゃらないで、一般的に笠石の水源の井戸と混ぜて配水をしています。三島の井戸と混ぜて配水をしているので、この水を何件が使っているという、そういった区分というものはない形になります。配水区の中で双葉の水で、この塩川ダムの水につきましては、一般的な地下水をくみ上げた甲斐市の井戸水と一緒に併用で配水をしていますので、そういった形で何件がこの水を使っているという、そういった人数の組み分けはないということをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第9号 令和6年度甲斐市水道事業会計決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、認定第9号 令和6年度甲斐市水道事業会計決算認定の件を終了いたします。

ここで暫時休憩して10分間休憩をいたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時43分

○委員長（内藤久歳君） 再開します。

次に、認定第10号 令和6年度甲斐市簡易水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

なお、簡易水道事業報告及び簡易水道事業決算についての説明及び質疑は一括で行いたいと思います。

簡易水道事業報告及び簡易水道事業決算書について一括で当局の説明をお願いいたします。
保坂公営企業部長。

○公営企業部長（保坂義実君） 引き続きよろしく願います。

簡易水道事業の決算内容を説明する前に、私のほうから執行状況等につきましてご説明をさせていただきます。

簡易水道事業につきましては、令和2年の4月から地方公営企業法に基づく公営企業会計方式により事業を実施しており、市の中北部に位置をする睦沢、清川、吉沢地区の住民のライフラインの一つとして重要な役割を担っているところであります。収益等を上げるための自主財源が乏しい状況には変わりはありませんが、減価償却費や資産をはじめ、負債の保有状況等を分析をしながら、第2次水道ビジョンに基づいた事業経営を展開しているところであります。

令和6年度につきましても漏水調査を実施し、漏水箇所等につきましては、早急な修繕等を実施をいたしまして、有収率の増加を図り、適正な維持管理に努めているところであります。

それでは、これより決算の内容につきまして担当課長より説明させていただきますので、

よろしくお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君） 芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） よろしくお願ひします。

簡易水道事業会計決算書の詳細並びに決算参考資料の内容につきましてご説明させていただきます。

初めに、公営企業会計決算書の66ページをお願ひいたします。

（3）議会議決及び認定事項であります。令和6年度補正予算3件、令和5年度決算認定1件、令和7年度当初予算1件、計5件を議決及び認定等をいただきました。

（4）行政官庁認可事項につきましては、令和6年度簡易水道事業債の申請を山梨県に提出し、認可をいただいております。

（5）職員に関する事項であります。職員の増減はありません。簡易水道事業の担当職員は1人となっておりますが、これは会計上の数であり、実際には複数人で業務を当たっております。

2、工事、（1）建設改良工事の概況につきましては、令和6年度はありませんでした。

次に、67ページをお願ひいたします。

（2）量水器取付の概況であります。令和6年度は口径13ミリ1件の取替えを行いました。

（3）漏水修理の概況につきましては、給水管の漏水6件の修理を実施いたしました。

次に、68ページをお願ひいたします。

3、業務、（1）業務量であります。表の一番下にあります供給単価と給水原価については、水を供給するためにかかる費用である給水原価は571.55円に対して、水を供給する単価が130.76円となりましたので、有収水量1立米当たりでは約440円の赤字となります。

次に、（2）事業収入に関する事項と（3）事業費に関する事項との関係につきましては、（2）事業収入9,648万9,102円から（3）の事業費用9,440万939円を差し引いた208万8,163円が当年度純利益となっております。

69ページをお願ひいたします。

4、会計、（1）重要契約の要旨につきましては、1件300万円以上の工事と委託6件の契約内容であります。

次に、70ページをお願ひします。

（2）企業債の概況であります。

令和6年度に借り入れた額2,750万円は、財務省財政融資資金から借り入れてあります。また、令和6年度中に償還した額は4,244万3,754円で、年度末残高は1億5,345万7,213円となっております。

なお、詳細は決算書77、78ページの企業債明細書を併せてご参照願います。

決算書46、47ページをお願いいたします。

令和6年度甲斐市簡易水道事業決算報告書であります。

(1) 収益的収入及び支出、初めに収入であります。

1款水道事業収益の決算額は9,801万8,703円で、内訳は1項営業収益の決算額は1,688万6,827円、2項営業外収益の決算額は8,113万1,876円、3項特別利益はありませんでした。次に、支出であります。

1款水道事業費用の決算額は9,343万1,742円で、内訳は1項営業費用の決算額は9,073万992円、2項営業外費用の決算額は269万3,399円、3項特別損失の決算額は7,351円、4項予備費の支出はありませんでした。

以上の支出の詳細は、決算参考資料ナンバー9の18ページをお願いいたします。

収益的支出になります。

1款水道事業費用、1項営業費用、ナンバー01原水及び浄水費、支出済額1,407万5,630円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、残りは一般財源であります。事業の内容は、清川浄水場をはじめ、各施設の電気料、電話回線料、施設保守点検、水質検査等の委託などであります。

次に、ナンバー02配水及び給水費、支出済額873万3,432円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、残りは一般財源であります。事業の内容は、施設保守点検や警備等の委託料、漏水修繕などあります。

次に、ナンバー03の受託工事費はありませんでした。

決算参考資料19ページをお願いします。

ナンバー04業務及び総係費、支出済額は919万491円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、残りは一般財源であります。事業内容は、上水道施設係職員1人分の人件費のほか、睦沢、清川、吉沢地区の検針業務委託料、会計システムに係る経費などあります。

次に、ナンバー05減価償却費、支出済額5,871万7,310円、財源内訳は全て一般財源であります。事業内容は、有形固定資産減価償却費で簿価上の経費であります。

次に、ナンバー06資産減耗費、支出済額1万4,129円、財源は全て一般財源であります。

事業内容は、事業によって撤去、除去された機械及び装置の資産減耗分であり、これも簿価上の経費であります。

次に、ナンバー07その他営業費用の支出はありませんでした。

決算参考資料20ページをお願いいたします。

2項営業外費用、ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費、支出済額205万8,299円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、残りは一般財源であります。事業内容は、簡易水道事業債の償還利子であります。

次に、ナンバー05消費税及び地方消費税、支出済額63万5,100円、財源は全て一般財源であります。事業内容は、令和6年度分の消費税及び地方消費税として納付したものであります。

次に、3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損、支払済額4,491円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であり、残りは一般財源であります。事業内容は、漏水に伴う減免の過年度調停分であります。

次に、ナンバー05その他特別損失、支出済額2,860円、財源内訳は全て一般財源であります。事業内容は、給水停止に伴う調停更正2件分であります。

決算参考資料21ページをお願いします。

4項ナンバー01予備費の支出はありませんでした。

それでは、再度、公営企業会計決算書48、49ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出につきましてご説明させていただきます。

初めに、収入であります。

1款資本的収入の決算額は4,485万円、内訳は1項企業債の決算額は2,750万円、3項負担金の決算額は404万8,000円、7項補助金の決算額は1,330万2,000円、8項加入金はありませんでした。

次に、その下の支出であります。

1款資本的支出の決算額は7,407万3,864円、内訳は1項建設改良費の決算額は3,163万110円、2項企業債償還金の決算額は4,244万3,754円であります。

なお、資本的支出に対する資本的収入の不足額の補填内容につきましては、49ページの表下に掲載しております。

資本的支出の詳細につきましては、決算参考資料ナンバー9、22ページをお願いいたします。

資本的支出の内容であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費ナンバー02改良工事費、支出済額は404万8,000円、財源内訳は全額県からの負担金であります。事業内容は、茅ヶ岳東部地区広域農道改良工事に伴う吉沢簡易水道送配水管布設替え設計業務委託であります。

その下のナンバー03量水器費、支出済額は5,110円、財源は全額一般財源であります。事業内容は、新規量水器3個の出庫分となります。

次に、ナンバー04固定資産購入費、支出済額は2,757万7,000円、財源内訳は企業債及び一般財源であります。事業内容は、加圧ポンプ更新工事、取水流量計更新工事などでありま

す。

決算参考資料23ページをお願いいたします。

2 項ナンバー01企業債償還金、支出済額4,244万3,754円、財源内訳は全額その他であり、一般会計の繰入金であります。事業内容は、簡易水道事業債の償還元金であります。

次のその下のたな卸資産購入限度額、支出済額5,775円、財源内訳は全て一般財源であります。事業内容は、量水器3個の購入費用であります。

ここで、再度、公営企業会計決算書の50ページをお願いいたします。

簡易水道事業損益計算書であります。この指標につきましては税抜き表示となっております。

これは、当年度の事業においてどのような営業活動をしたか、またどれだけの成績を上げたかを示したものであります。

次に、決算書51ページの簡易水道事業キャッシュフロー計算書につきましては、令和6年度事業における資金収支の状況について、活動を区分して示したものであります。

一番下の資金期末残高は、令和6年度末に簡易水道事業として保有している現金残高で2,923万6,464円であります。

次に、決算書52ページをお願いします。

令和6年度簡易水道事業欠損金計算書であります。

一番下の段の右から3列目に記載してありますとおり、当年度未処分利益剰余金が計上されております。欠損金計算書の一番上の段に前年度末残高の未処理欠損金としてマイナス81万2,384が生じておりましたので、当年度純利益208万8,163円からこの81万2,384円を差し引いた額が当年度未処分利益剰余金127万5,779円となります。

決算書54、55ページをお願いします。

貸借対照表であります。

この指標につきましては、事業の資産、負債、資本など保有する全ての財産を総括的に示したものであります。

また、決算書の71ページ以降は、簡易水道事業会計決算付属明細書であり、収益費用明細書をはじめ、固定資産明細書、企業債明細書などを掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

令和6年度簡易水道事業会計決算の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 2点ほどお伺いします。

ページは18ページになります。01の施設点検、保守点検、水質検査委託料等ありますけれども、この回数、特に水質検査の何回やっているか、年に何回やっているか、そんなことをお尋ねします。よろしくお願ひします。

○委員長（内藤久歳君） 池田係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

水質検査につきましては、水道法第4条の規定に基づきまして51項目ございます。そのうちの一般細菌等9項目につきましては毎月実施しており、年12回となっております。また、それ以外の項目といたしまして、シアン等化合物、ホルムアルデヒドなど13項目につきましては年4回の実施、カドミウム、トリクロロエチレンなど29項目につきましては年1回の実施。9項目、13項目、29項目ということで、合計51項目の検査を執り行っているところでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。すごい検査内容で安心したところでございます。

その中で監視カメラをつけた。多分三、四年ぐらい前じゃないかな。これについて、効果というか抑止力になっていると思うんですけども、何か効果、つけたことによって、どん

な効果が出たか、あったらお示し願いたい。

○委員長（内藤久歳君） 池田係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

こちらの監視カメラにつきましては、昨年末、清川浄水場のほうに設置をしたところがございます。カメラのほうにつきましては24時間365日、常に録画をしており、新たに施設周りに監視カメラを稼働しておるという注意喚起の看板等も掲げておりますので、より一層の防犯対策といたしまして効果があるものと思っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 去年でしたっけ。何年か前にメダカとか何だかを飼って、そのように生き物でやったというのがあるんですけども、そんなところの時代から監視カメラをということもあったんですけども、まだその頃はあれで。二、三年前じゃなくて去年でしたっけ。確認します。よろしくをお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 池田係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

設置のほうは昨年の12月に設置をしまして、リース料は今年の1月から発生しているところでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 承知しました。

問題変えます。22ページの02の改良工事についてお尋ねをいたします。

茅ヶ岳東部広域農道改良工事の中に伴う吉沢簡易水道への送配水管布設替え工場の業務委託設計ということですが、この場所はどの辺でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 池田係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

こちらの工事箇所につきましては、吉沢ふれあい館がございますけれども、そちらの北側に近戸神社さん、神社がございます。そちらの前の路線を東西、県のほうで新たに農道整備する運びになるんですが、今年度県のほうでも工事を発注いたしまして、それに併せて実施設計を行い、近日発注したところがございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今の説明、これは令和5年度ですよ。設計じゃなくて。今の当局側の答弁だと、県のほうにも今年度工事発注をしているということですか。もう一度お願いします。

○委員長（内藤久歳君） 池田係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

委託につきましては令和6年度。工事につきましては、県と市、共に今年度の発注ということでございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） そうしますと、今年度中にはもう工事が完成ということによろしいでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 池田係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

工期の予定となりますが、県のほうでは3月いっぱいの工期を設定している中で、市のほうのこちらの布設替えの工期につきましては、計画で2月末を現在工期として設定をしておるところでございます。

以上です。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。いいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第10号 令和6年度甲斐市簡易水道事業会計決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、認定第10号 令和6年度甲斐市簡易水道事業会計決算認定の件を終了いたします。

次に、認定第11号 令和6年度甲斐市下水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

なお、下水道事業報告書及び下水道事業決算書についての説明及び質疑は一括で行いたいと思います。

それでは、下水道事業報告書及び下水道事業決算書について一括で当局の説明をお願いいたします。

保坂公営企業部長。

○公営企業部長（保坂義実君） 引き続きよろしく願います。

下水道事業会計の決算内容の説明の前に、事業の執行状況につきまして簡単に説明をさせていただきますので、よろしく願います。

下水道事業会計につきましても、令和2年の4月より公営企業会計として事業を実施をしているところでありますが、経営状況につきましては、企業債の借入れをはじめ、一般会計からの繰出金等に依存しているような状況など、厳しい状況にあります。

令和6年度には、持続的かつ安定的な事業運営を図るため、自主財源の確保を図る必要性があることから、下水道使用料の料金改定を実施をさせていただきました。

今後におきましても、引き続き下水道整備の推進と下水道普及率の向上、それから加入率の増加を図り、将来にわたり安定的な下水道事業を継続をしていけるよう、経費削減と自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

それでは、これより決算内容につきまして、担当課長のほうより説明させていただきますので、よろしく願います。

○委員長（内藤久歳君） 芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 引き続き願います。

下水道事業会計決算書の詳細並びに決算参考資料の内容等につきましてご説明させていた

できます。

初めに、公営企業会計決算書104ページをお願いいたします。

(3) 議会議決及び認定事項であります。令和6年度補正予算4件、令和5年度決算認定1件、令和7年度当初予算の案件1件、計6件の議決認定をいただきました。

(4) 行政官庁認可事項につきましては、令和6年度下水道事業債の申請を県に提出し、3件の許可をいただきました。

(5) 職員に関する事項につきましては、令和6年度の人員総数は前年度と同じ職員11人です。

2、工事、(1) 建設改良工事の概況につきましては、106ページの一覧を含む内容となりますが、管渠敷設等工事が17件、合計施工延長が2,720.15メートル、汚水ます設置等工事が44か所の工事を実施いたしました。

詳細につきましては、後ほど決算参考資料により説明させていただきます。

次に、決算書の105ページをお願いいたします。

3、業務、(1) 処理状況についてであります。主な点のみ説明させていただきます。

初めに、処理区域面積は令和6年度末で1,323.59ヘクタール、対前年度比12.26ヘクタールの増となりました。普及率は、甲斐市全体の人口に対する処理区域内の人口の割合で79.06%、昨年度に比べ0.14ポイントの増となりました。その下の水洗化率につきましては、処理区域内の人口に対する下水道接続世帯の人口割合は88.79%で、昨年度に比べ0.73ポイントの増となりました。その下の有収水量は557万6,516立米で、6,599立米の減、有収率は93.42%で1.16%減となりました。

次に、(2) 事業収入に関する事項は、(2) 事業収入17億1,482万7,311円から(3)の事業費16億3,257万83円を差し引いた8,225万7,228円が当年度純利益となっております。

次に、決算書107ページをお願いします。

(2) 企業債の概況は、借入残高の一覧表であります。令和6年度に借り入れた額は、財政融資資金の4億220万円と銀行等引受地方債の5,270万円の計4億5,490万円で、令和6年度中に償還した額が9億106万4,703円で、年度末残高は101億7,208万8,967円です。借入先につきましては、財政融資資金が100件、地方公共団体金融機構が104件、かんぽ生命が16件、銀行等引受地方債が23件の計243件で、この内容は決算書136ページの下段の

(4) 企業債種類別表として記載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

また、企業債の明細につきましては、決算書116ページから135ページに掲載されてお

す。

次に、決算書84、85ページをお願いいたします。

令和6年度甲斐市下水道事業決算報告書、(1)収益的収入及び支出、初めに収益的収入であります。

1款下水道事業収益の決算額は17億7,942万5,805円で、内訳は1項営業収益の決算額は7億1,195万9,637円、2項営業外収益の決算額は10億6,734万6,991円、3項特別利益の決算額は11万9,177円であります。

次に、支出であります。

1款下水道事業費用の決算額は16億7,989万7,408円、内訳は1項営業費用の決算額は15億484万3,704円で、2項営業外費用の決算額は1億7,428万4,852円、3項特別損失の決算額は77万2,182円、4項予備費の支出はありませんでした。

以上の支出の詳細は、決算参考資料ナンバー9でご説明させていただきますので、決算参考資料ナンバー9の24ページをお願いいたします。

収益的支出であります。

1款下水道事業費用、1項営業費用、ナンバー01管渠費、支出済額4,797万3,405円、財源内訳のその他は一般会計の繰入金と水道事業会計からの負担金であり、残りは一般財源であります。事業内容につきましては、下水道施設係職員1人分の人件費のほか、マンホールポンプの維持管理費、ポンプの交換工事等施設の維持管理に必要な委託料、修繕料ほか、事務消耗費等であります。

決算参考資料25ページをお願いいたします。

ナンバー02受託工事費、支出済額94万6,000円、財源は全て一般財源であります。事業内容は、県の工事に関係する下水道施設の受託工事であります。

次に、ナンバー03業務及び総係費、支出済額1億8,380万3,913円、財源内訳のその他は一般会計繰入金であり、残りは一般財源であります。事業内容は、上下水道業務課職員5人分の人件費をはじめ、下水道使用料徴収委託、会計システムの借り上げ及び改修に伴う支出などであり、26ページにわたって掲載しております。

次に、26ページ、ナンバー04流域下水道維持管理費、支出済額4億2,835万5,206円、財源は全て一般財源であります。事業内容は、富士川町にあります山梨県釜無川流域浄化センターへ支払う汚水処理費並びに流域下水道維持管理負担金であります。

次に、ナンバー05減価償却費、支出済額8億4,376万1,850円、財源は全て一般財源であ

ります。事業内容は、有形及び無形固定資産減価償却費で簿価上の経費であります。

次に、ナンバー06資産減耗費、その下のナンバー07その他営業費用につきましては、支出がありませんでした。

決算参考資料27ページをお願いいたします。

2項営業外費用、ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費、支払済額1億5,468万1,552円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であり、残りは一般財源であります。事業内容といたしましては、下水道事業債償還利子であります。

次に、ナンバー03雑支出の支出はありませんでした。

ナンバー05消費税及び地方消費税、支出済額1,960万3,300円、財源は全て一般財源であります。主な内容は令和6年度分の消費税、地方消費税として納付したものであります。

次に、その下の3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損、支出済額77万2,182円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であり、残りは一般財源であります。主な内容は下水道使用料の過年度還付7件分と過年度調定更正1件分及び賞与引当金不足分であります。

決算参考資料28ページをお願いいたします。

4項ナンバー01予備費の支出はありませんでした。

それでは、再度、公営企業会計決算書の86、87ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出につきましてご説明いたします。

初めに、収入であります。

1款資本的収入の決算額は9億2,481万2,896円で、内訳は1項企業債の決算額は4億5,490万円、4項負担金の決算額は7,453万7,896円、5項国庫補助金の決算額は9,120万円、7項補助金の決算額は3億417万5,000円であります。

次に、その下の支出であります。

1款資本的支出の決算額は14億4,029万6,273円で、内容は1項建設改良費の決算額は5億3,923万1,570円、2項企業債償還金の決算額は9億106万4,703円であります。

なお、資本的支出に対する資本的収入の不足額の補填内容につきましては、87ページの表の下に掲載しております。

資本的支出の詳細につきましては、再度、決算参考資料ナンバー9でご説明いたしますので、決算参考資料の29ページをお願いいたします。

資本的支出の内容であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー01建設工事費、支出済額4億9,553万9,343

円、財源内訳の国・県支出金は社会資本整備総合交付金であり、企業債は公共下水道事業債、その他は県道整備に伴う工事負担金と一般会計からの繰入金であり、残りは一般財源であります。事業内容は、下水道施設係職員1人分の人件費をはじめ、公共下水道管渠敷設工事、公共下水道管渠実施設計業務委託等であります。

次に、その下のナンバー03流域下水道建設負担金、支出済額4,369万2,227円、財源内訳の企業債は流域下水道事業債であり、その他につきましては一般会計からの繰入金、残りは一般財源であります。事業内容は、釜無川流域下水道への建設負担金であります。

次に、2項ナンバー01企業債償還金、支出済額9億106万4,703円、財源内訳の企業債は公共下水道事業債、その他につきましては一般会計からの繰入金であり、残りは一般財源であります。事業内容は、下水道事業債の償還元金であります。

以上が資本的支出の内容であります。

再び公営企業会計決算書の88ページをお願いいたします。

下水道事業損益計算書であります。ここでは令和6年度中の事業においてどのような営業活動をしたか、どれだけの成績を上げたかを示したものであります。

右のページ、89ページのキャッシュフロー計算書につきましては、令和6年度の事業における資金収支の状況を活動ごとに区分して示したものであります。

一番下の資金期末残高は、令和6年度末に下水道事業として保有している現金は3億8,635万4,217円でありました。

次に、決算書の91ページ、剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

前のページ、90ページの剰余金計算書の一番下の段にあります当年度未処分利益剰余金8,225万7,228円を新たに建設改良積立金へ積み立てることについて議会の議決を要するものであります。

なお、現時点では決算認定をいただく前になりますので、この剰余金計算書は（案）となります。

次に、決算書92、93ページ、貸借対照表をお願いいたします。

貸借対照表は、事業の資産、負債、資本など保有する全ての財産を総括的に示したものであります。

また、決算書の109ページからは、下水道事業会計決算附属明細書であり、収益費用明細書をはじめ、固定資産明細書、企業債明細書などを掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

令和6年度下水道事業会計決算の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 29ページの決算参考資料、こちらで流域下水道建設負担金とあるんですけども、これは出来上がったのは1990年代でしたっけ。そのときの負担金を払っているということなんですか。それとも新たに何かつくっているのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 芳賀課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 釜無川流域の建設負担金に関しましては、流域のセンター自体がまだ半分しかできていない状況でありますので、今から需要があれば、またそれを足していかなければならないので、そういうことに対しての負担金にも使うことになると思います。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） ということは、まだ出来上がっていないから、これからも増えていくというような感じなんですかね。

○委員長（内藤久歳君） 芳賀課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 建設負担金だけではなくて、維持管理負担金というものあるんですけども、維持管理に使ったり、建設負担金も施設の維持管理にも使いますし、そういうことに関してセンターを今からつくっていくのにも使うというふうに、使い道はそんな感じであります。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 大変なのは変わらないんで、じゃちょっと違うことなんですけれども、決算書105ページで、処理区域内人口というのがあって、その下に処理区域内水洗化人口があるんですね。6万66人が処理区域内人口で、水洗化人口が5万3,335人とあるんですけども、処理区域内でも7,000人ぐらい水洗化されていないというふうに見るわけですか、これは。

○委員長（内藤久歳君） 八巻下水道施設係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

今の質問につきまして、今七千何人というお話がございましたが、まだ下水道のほうに接続をされていない方がそれぐらいの人数いるということで、こちらのほうは認識しております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、結構処理区域内でも接続していない方がいらっしゃるというふうに捉えていいわけですね。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 処理区域内の中で、この下に書かれています水洗化率、こちらのほうが88.79%、区域内の方が全てつなぎ込んで使えるような状況。人口でこれいっていますので、人口でそのまま100%、先ほど言われたように7,000人ぐらいの方が今度全員つなげば7,000人が使うという形になり、100%になる形になるんですけども、ただ88%の方がもう使われている。私たちは整備のほうでやっていますので、この処理区域の水洗化人口と、あと接続率という形で汚水ますを実際に工事につけたのが2万794個つけて、そのうちの使用しているのが1万8,331個ということで、こちらのほうは87.9%汚水ますを使っているという状況になって、88%に近いものを使っているということなんで、かなり使ってはいらっしゃいます。その中で、なるべく使ってくださいということで、こちらのほうも水洗化と下水道の接続ということで、そういった呼びかけはしている状況ではなっているんですけども、平均して88%という形で、これは甲斐市だけではなく、ほかの釜無流域でもこれぐらいの接続率ということで推移している状況になっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 2点ほど。

24ページの管渠費の中に真ん中ぐらいに、管内テレビカメラ調査業務委託とあるんですけども、480万ですか。これの長さはどのぐらいですか。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

こちらの調査につきましては、経年劣化の部分と前年度施工した箇所路線を見ておりま

す。経年劣化のほうの距離が473.79メートルとなっております。前年度施工のところの箇所の延長につきましては、3,258.5メートルとなっております。

経年劣化につきましては、下水道管路で特に重要幹線や避難緊急路となっている箇所の下水道内にカメラを入れて、管内が劣化していないかを調査するものでございます。もう1つの前年施工分につきましては、前年度に実施しました下水道工事箇所のマンホール内にカメラを入れて、管口の状況を調査し、ずれとかがないことを確認する調査となっております。以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

2つの経年劣化と施工後の検査みたいなことなんですけれども、ということだよね。となると、施工のする検査のあれだけでも、経年劣化というほうのはかなり何か所も、年間には工事する前にどこがどうということが、これ調べる数が多いということですかね。多いというか、やる計画があるのか。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） こちらの管内テレビカメラ調査業務委託につきましては、毎年予算化しまして同じぐらいの距離をこういった形で検査のほうをしております。順次古いところから順番にやってきました、先ほど八潮市の事故にならないように、管に穴が開いていないか、土砂が流れていないか、そういったことを見る経年劣化のテレビカメラ調査になります。ただ、古いところをまた通り越して重要幹線をなるべく見るようにしていますので、繰り返し何年かたてばまた戻って、壊れやすい管渠は繰り返し見ているような形になりますので、年度ごとの更新で毎年同じぐらいの距離を順次テレビカメラ調査を行っているという状況になっております。

以上です。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） もう1個伺います。

29ページの建設工事の中に、公共下水道管渠敷設替え工事が17か所で、これ3億7,000万で、申し訳ない、その工事について一緒に汚水ますも布設替え46か所一緒にするということですか。延長しながら。そこのところお願いします。別々でもいいです。お願いします。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

まず、本管工事、管渠敷設工事につきましては、竜王、敷島、双葉で工事を行っております。そちらで汚水ますにつきましては、この汚水ますの数につきましては、単独の汚水ますの工事のみの数になっております。本管工事の中でも、路線内に本管を入れていきますので、その路線内にある宅地内、宅地の方が希望されれば、その都度その工事に併せて入れていくような形になっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今の説明だと、汚水ますのみで46か所をやるということですね。もう一度確認です。お願いします。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

四十何か所の場合につきましては、本管工事を入れたときに、まだ土地の利用形態が決まらないから、まだ汚水ますの位置が決まらない。建物の計画も建てられないので、その計画が立ったときに入れさせてほしいという方々の関係で、要は本管が終わった数年後に入れる、本当に単独の工事の汚水ます工事となっております。

○委員長（内藤久歳君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。一緒にやればいいのに、そんな何年たってまたあるなんて、だからこれ高くなるよね。これだけでもって二百何万……。その一番下のこの水道施設移設補償料9か所でもって600万、すごいじゃんね。これの説明をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

こちらにつきましては、下水道本管を道路に敷設する際に、下水道の設置する位置のところに、上水道の水道管がありますと下水道の工事が敷設できませんので、その関係で切り回しをしないと下水の工事ができないという形の中で、切り回しの補償料を払っている形でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。下水の上に上水があるから、それに引っかかるから切り回しをしてやるという、そういう工事ということですね。その補償料ということですか。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 29ページの、先ほど谷口委員が聞いた下水の建設負担金ですが、これは流域全体で負担するわけだから、全体ではどのくらいになるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 芳賀課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 全体の金額というのは、今ここで持っていないんですけども、いずれ流域の関係市町村、釜無川流域の関係市町村で、それぞれ使っている比率によって負担することになっておりますので、それぞれの市町にかかってくるものであります。以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 25ページのところで、下水道管路施設耐震化というのが出てきたんですが、これはもちろん既存の下水道を耐震化するという工事だとは思いますが、その耐震化というのはどのくらい進んでいるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

現在、令和6年度末の耐震化率でございますが、甲斐市公共下水道総延長109.59キロメートルのうち、234.7キロメートルが耐震済みでございます。パーセンテージでいいますと、75.88%対応済みという形になっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 結構進んでいるというんだと思うんですが、今結構世間的に話題になっているのは、埼玉の事故なんかありましたように、老朽化しているという部分で、これ耐震化するということは老朽化したものの更新ということにもつながるかと思うんですけども、老朽化しているものというのは現状ではどのくらい残っているというか、あるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 下水道の管渠の耐用年数というのは、50年という形になっております。下水道がこれ始まってから、供用開始からされましてから今まで50年まだたっておりませんので、ほとんどの管につきましてはまだ耐用年数が来ていないという形になっています。この耐震化という部分につきましては、阪神・淡路の大震災のときに一度管渠の見直しの中で、それ以降は耐震化するよという事なので、平成10年の設計からは全て耐震化されていますので、そういった形になりますので、経年劣化をされている管渠ということは、下水道の管渠を管理している中では甲斐市の中ではないという状況になっております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） というと、耐震化ができれば老朽化も対応できているというようなことでよろしいですね。分かりました。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 現在ではないんですけども、今汚水の下水道ですよ。それで、先日の説明会のときに、洪水対策として雨水の下水道ですか、考えておられるということなんですけれども、雨水の場合、収益というのは全く入ってこないと思うんですけども、何か入ってくるのでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 芳賀課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 下水道事業の中に雨水事業を組み入れるということで説明させていただいたんですけども、あくまでも国の補助金をもらう上で、そういう下水道に雨水を取り込まないと交付金出ませんということになっていますので、それによって今回入れたわけなんです。雨水の管を入れるとか、雨水対策についてはまだ今から決めていくんですけども、どういうやり方というので雨水対策していくかというのをこれから決めていきます。雨水降った量を当然どこかに処理しなきゃならないんですけども、それは最終的に川に戻すしかないと思うんですよ。だから、それに対して収益がというのはありません。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第11号 令和6年度甲斐市下水道事業会計決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、認定第11号 令和6年度甲斐市下水道事業会計決算認定の件を終了いたします。

次に、認定第12号 令和6年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計決算認定の件を議題といたします。

なお、戸別合併処理浄化槽事業報告書及び戸別合併処理浄化槽事業決算書についての説明及び質疑は一括で行いたいと思います。

それでは、戸別合併処理浄化槽事業報告書及び戸別合併処理浄化槽事業決算書について、一括で当局の説明をお願いいたします。

保坂公営企業部長。

○公営企業部長（保坂義実君） 引き続き、よろしく願います。

戸別合併処理浄化槽事業の決算内容を説明をさせていただく前に、事業の執行状況につきまして簡単にご説明をさせていただきます。

本事業につきましては、令和6年4月より地方公営企業法を適用し、公営企業会計をスタートをいたしまして、公営企業部におきましては初の決算事務の執行となりました。公営企業会計方式を採用することによりまして、経営状況や財政状況が明確となり、減価償却費や資産及び債権、それから債務等の負債の保有状況などを分析をしながら、健全な事業の運営に取り組んでいるところであります。

今後も資産の状況をはじめ、債権、債務、負債の保有状況などをさらに分析を進めながら、

経費の削減及び自主財源の確保に努め、健全な事業の運営に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、決算内容につきまして担当課長よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 戸別合併浄化槽の事業会計の決算書詳細並びに決算参考資料の内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず初めに、公営企業会計決算書162ページをお願いいたします。

（3）議会の議決及び認定事項であります。令和6年度補正予算1件、令和5年度決算認定1件、令和7年度当初予算1件、計3件を議決及び認定をいただきました。

（4）行政官庁認可事項は、令和6年度合併浄化槽事業債の申請を山梨県に提出し、認可をいただいております。

（5）職員に関する事項につきましては、令和6年度の職員数は会計年度職員1人で前年度と同じであります。

2、工事、（1）建設改良工事の概要につきましては、浄化槽設置2基の内容となっております。

次に、163ページをお願いいたします。

3、業務、（1）業務量についてです。

初めに、浄化槽使用人数につきましては658人で、昨年度から11人の増加となりました。浄化槽の設置数につきましては257基で、昨年度から2基の増となっております。人槽別の設置数につきましては、5人槽119基、7人槽127基、10人槽11基となっております。

次に、（2）当年度浄化槽設置基数は7人槽が2基増となっております。

次に、（3）事業収益に関する事項と（4）事業費に関する事項との関係につきましては、（3）の事業収入2,813万3,833円から（4）の事業費2,687万8,870円を引いた125万4,963円が当年度純利益となっております。

次に、164ページをお願いいたします。

4、会計、（1）重要契約の要旨につきましては、設計委託及び工事をまとめたものとなっております。

次のページ、165ページは、（2）企業債の概況で、借入残高の一覧表であります。令和6年度に借り入れた額110万円は、財務省財政融資資金からの借入れであります。また、令

和6年度中に償還した額は305万1,670円で、年度末残高は7,865万1,286円となっております。

なお、詳細は決算書172ページ、173ページの企業債明細書を併せてご参照お願いいたします。

決算書の142、143ページをお願いいたします。

令和6年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業の決算報告書であります。

(1) 収益的収入及び支出、初めに収入であります。

1款戸別合併処理浄化槽事業収益の決算額は2,813万3,833円で、内訳は1項営業収益の決算額は561万6,950円、2項営業外収益の決算額は2,251万6,883円であります。

次に、支出であります。

1款戸別合併処理浄化槽事業費、決算額は2,687万8,870円で、内訳は1項営業費用の決算額は2,548万6,100円、2項営業外費用の決算額は102万9,994円、3項特別損失の決算額は36万2,776円で、4項予備費の支出はありませんでした。

以上、支出の詳細は決算参考資料ナンバー9の30ページをお願いいたします。

収益的支出になります。

1款戸別合併浄化槽事業費用、1項営業費用、ナンバー03業務及び総係費、支出済額444万9,379円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、残りは一般財源であります。事業内容は、戸別合併処理浄化槽の会計年度任用職員人件費、企業会計システム保守委託料、口座振替手数料、分担金一括納付報償金等であります。

次に、ナンバー05減価償却費、支出済額1,017万4,413円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、残りは一般財源であります。

同じくナンバー06資産減耗費につきましては、支出がありませんでした。

同じくナンバー07その他営業費用につきましても支出がありませんでした。

次に、ナンバー08処理場費、支出済額1,086万2,308円で、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金で、残りは一般財源であります。事業内容は保守点検業務委託、法定検査手数料等であります。

次に、31ページをお願いいたします。

2項営業外費用、ナンバー01支払利息及び企業債取扱諸費、支出済額102万9,994円、財源内訳のその他は一般会計繰入金となります。事業内容は、戸別処理合併浄化槽の建設費の財源として借入れをした企業債の償還利子であります。

ナンバー03雑支出はありませんでした。

次に、3項特別損失、ナンバー04過年度損益修正損につきましては、支出がありませんでした。

次に、ナンバー05その他特別損失は、支出済額36万2,776円、財源内訳のその他は一般会計からの繰入金であります。事業内容は賞与引当金等不足分となります。

それでは、再度、公営企業会計決算書144、145ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出につきまして説明をさせていただきます。

初めに、収入であります。

1款資本的支出の決算額は216万6,100円、内訳は1項企業債の決算額110万円、4項負担金の決算額37万1,100円、5項国庫補助金の決算額69万5,000円であります。

次に、その下の支出であります。

1款資本的支出の決算額は614万3,843円、内訳は1項建設改良費の決算額309万2,173円、2項企業債償還金の決算額305万1,670円であります。

なお、資本的支出に対する資本的収入の不足分の補填内容につきましては、145ページの表下に掲載をしております。

資本的支出の詳細につきましては、決算参考資料ナンバー09の最終ページ、32ページをお願いいたします。

資本的支出の内容であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー01建設工事費、支出済額は309万2,173円、財源内訳の国・県支出金は循環型社会形成推進交付金、企業債と、残りは一般財源であります。事業内容は、合併浄化槽2か所の設置に伴う実施設計業務委託と工事費、通信運搬費であります。

次に、2項企業債償還金、ナンバー01企業債償還金、支出済額305万1,670円、財源内訳は全て一般財源であります。事業内容は、戸別合併処理浄化槽の建設費の財源として借入れをした企業債の償還元金であります。

ここで、再度、公営企業会計決算書の146ページをお願いいたします。

戸別合併処理浄化槽事業損益計算書であります。この指標につきましては、税抜き表示であります。

ここでは、当年度の事業において、どのような営業活動をしたか、どれだけの成績を上げたかを示したものとなります。

次に、決算書147ページ、戸別合併処理浄化槽事業キャッシュフロー計算書につきましては、令和6年度事業における資金収支の状況について、活動を区分して示したものであります。一番下の資金末残高は令和6年度末に戸別合併処理浄化槽事業として保有している現金残高で1,363万5,583円であります。

次に、決算書149ページをお願いいたします。

令和6年度戸別合併処理浄化槽事業剰余金処分計算書（案）であります。

前ページ、148ページの剰余金計算書の最下段にあります当年度未処分利益剰余金125万4,963円を新たに建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決を要するものであります。

なお、現時点では決算認定をいただく前となりますので、この剰余金計算書は（案）となります。

150ページ、151ページをお願いいたします。

貸借対照表は、事業の資産、負債、資本など保有する全ての財産を総括的に示したものであります。

167ページからは、戸別合併処理浄化槽事業会計決算附属明細書であり、収益費用明細書をはじめ、固定資産明細書、企業債明細書などを掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

令和6年度戸別合併処理浄化槽事業会計の決算の説明は以上であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

山坂委員。

○委員（山坂賢太君） 決算参考資料の30ページ、08の処理場費の法定検査手数料なんですけれども、これ県のほうでも問題になって、我が甲斐市のほうでも法定検査の受検率が非常に悪いというお話を聞いたんですけれども、甲斐市における法定検査の状況とかというのは分かりますか。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 今回この決算に載っている法定検査手数料につきましては、甲斐市のほうで管理している合併浄化槽の基数、これ使用していないものがありますの

で、今回法定検査を受けたものは237基ということに内訳ではなっております。で、そのうちの実際にもう経常で使っている11条という経年で使っているものが235基で、7条ということで新規のものが2基という内容になっておりまして、法定検査手数料で107万4,500円の費用が法定検査かかっております。

この検査につきましては、県の浄化槽協会で行っていきまして、先ほど委員さんがおっしゃるとおり、県のほうで山梨県のこの検査を受ける方の割合が低いということで全国的な指導があったということで、今回は甲斐市が補強といいますか、この強化の地区になりまして、県のほうから市のほうでも依頼を受けまして、この検査を受けるようにということで、県のほうに登録されている合併浄化槽をつけている方に全てに送らせていただいたという経過があります。これは県のほうでも甲斐市だけではなく山梨県全体が悪いということで、山梨県全体に隔年で全部回って通知をして推進をしていくという内容になっておりますので、甲斐市だけが悪いという状況ではなく、県全体でそういった周知が住民の方にされていなかったというものも大きな原因ではなかろうかと思っております。このような周知の中で、甲斐市のほうもかなり上がってきてはいるようなんですけれども、実際にその率というものまでは私把握してはいないんですけれども、そういった状況があるということで今回強化ということで、率をなるべく上げたいということで、県のほうでも力を入れて通知のほうを発送したということで確認をしております。

以上になります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 1つ、浄化槽の増加状況がここのところちょっと鈍っているのかなと思うんですが、ぼちぼち限界なのか、それともまだ増えるのか。

○委員長（内藤久歳君） 質問は分かるかい。松井委員、質問を再度お願いします。

○委員（松井 豊君） 戸別合併浄化槽の増え方が前から見るとちょっと減っているんで、下水につながっているからかもしれんけれども、その辺の理由をお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 下水道地域における合併浄化槽であれば、下水道への接続を推進しております。戸別合併浄化槽ということで市でつけたものであると、その点検などは年3回行っていきまして、点検業者のほうが行っています。合併浄化槽は微生物で分解するような仕組みになっていきまして、ブロワーで空気を送ったりという状況もありますので、

そういったものは点検業者のほうで年3回の点検の中で行っているという状況と、水質検査を県のほうに依頼して必ず年1回やっていますので、その浄化された状況というのも分かっていますので、臭いなんかは気になるようであれば、その清掃のほうをくみ取りをやってもらうような状況にはなるんですけれども、そういった形で点検業者と清掃業者、そういったところに甲斐市のほうでもまたそういった要望があれば再度確認を取ってみるようにしますので、また個別に連絡をいただければと思っております。

以上です。

○委員（松井 豊君） 聞いているのは、それはそれでいいですが、このところはあまり増えていない感じがするから、その理由を聞いています。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 勘違いして申し訳ないです。

設置件数2件ということで、こちらのほうは単独の浄化槽をつけていらっしゃる方が合併浄化槽に替えるという形になりまして、下水道の区域外の方の対象となっています。そういった方は下水道の区域外になりますと、やはり高齢者とかそういった形の中で、今あまりうちのほうでどうですかという形をとっても、これ以上経費はかけられないとかそういった形もありますので、こういったことは広報でも周知はしているんですけれども、申請のほうあまりないという、家の建て替えとかそういったのがうまく重なる方が年2件ほどこういった申請があって、申請をこちらのほうは待っている状況も多少はありますので、そういった形の中で推進も図っていますけれども、そういった要望する件数が今の状況では少なくなっているというのが現状であります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 今のお話なんですけれども、高齢者の世帯でおひとり暮らしだと、周りが全てが下水につないでもそのお宅だけ残ってしまっていて、それから機械がもう部品がないと言われることがあるらしいんですね。だから、そういうときの指導というのは、今のお話を聞けば分かるんですけれども、何とかもう少し例えばその方の親族に勧めるとか、そういうことというのはできないんですかね。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） その状況もあります。下水道区域内であった浄化槽の管理がなかなかできないということであれば、やはり私たちの立場からすると、下水道への推進をお願いします。下水道へ接続していただければ、そういった手間が一気に省けますので、近所の方もそういった水路の清掃なんかは本当に水路なんか綺麗になるんですよ。そういったことをその方に分かってもらうような形の推進は私たちも現地行ってしていますので、区域の中であれば、そこの切替えが一番早く解決する方法。区域外であれば、そういった単独の浄化槽を合併浄化槽に切り替えるという形を私たちもお願いはするんですけども、やはりそういったのは近所の方も、こういった状況、現状があるというものをその方にも知らせたり、親族に言えということであれば、私たちもそちらのほうに説得したり、説明に行くようにはしますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○委員（滝川美幸君） 分かりました。頑張ってください。

○委員長（内藤久歳君） 頑張ってください。

ほかにございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 決算書の164ページ、設計業務でクヌギ建設コンサルタントが38万5,000円で2つとも取っていて、それで設置工事で株式会社レイコーということなんですけれども、何か基本的にちょっと高過ぎるような気がするんですけども、こういうのは競争入札とかそういうふうになっているんでしょうか。それとも指名でやっているんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

こちらにつきましては、競争見積りで行っております。金額的には積算基準に基づいてやっておりますので、適切な価格ということでのうちのほうは認識をしております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 接続区域内で何か合併浄化槽をつけたところに聞くと、そちらのほうに安いからというようなことも聞くこともあるんですけども、接続して下水道料金を支払うよりも。実際これが普通ということですか。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 合併浄化槽の維持と下水道の使用料、これを比べると

ということなんですけれども、合併浄化槽も先ほど言ったように県の点検、年3回の点検とあとかみ取りという形であれば、ほぼ下水道料金と同じぐらいにはなってきます。後々の最後のメンテナンスとか、そういった清掃業者をお願いするとか、そういったことを考えますと、やはり下水道のほうがその後何もしなくても流れていく。多少掃除とか油とか流していれば困るんですけれども、やはり水路の状況等を見ましても、下水道に接続できる方は下水道に接続していただくと周りの環境がよくなりますので、そういったことの中で下水道の推進を図っているところでもありますので、そういった比べの中で、浄化槽ではなく、同じぐらいではあるんですけれども、下水のほうが環境にはよくなるということでご理解をお願いしたいです。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 私が聞いたのが、この設計業務とか、そういうのが何か35万もかかるのかなと思って、浄化槽を埋めるのにね。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 設計業務につきましては、設計単価がありますので、そちらのほう公共で出しています。個人で出されても、恐らくそういった形で設計、家を建てて、その排水の勾配なんかも流出、流入先を検討、勾配がありますので、その計算をすると、やはりこれぐらいの金額が妥当かと思われれます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ちょっと、みんなが勘違いしている。合併浄化槽をしたという理由を言ったほうがいいんじゃないですかね。ということは、敷島だと大久保地区、双葉だと笠石地区、ああいうところは本管にするのにお金がかかるから、浄化槽も1件幾らで補助しますからということ始めたと思うんだよね。そこを説明してやれば一番あれじゃないか。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） ありがとうございます。藤原委員の言うとおりの、この事業につきましては下水道の事業の区域外、私たちは下水道の事業を進めるんですけれども、

その下水道の管が行かないところについては、合併浄化槽、単独の浄化槽ですと、やはり水路に出る水がかなり汚染されていますので、合併浄化槽に替えて、その交換のところをこの事業で費用負担をしていくという形で合併浄化槽事業となっていますので、下水道事業区域外の中でのなるべく環境をよくしよう、そういったことが合併浄化槽事業としてやっていますので、その辺理解いただきまして、そういったお宅があればまた話をさせていただければ、うちのほうでも推進に行くようにしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

樋口委員。

○委員（樋口孝之君） ダブるようですけれども、先ほど30ページの点検業務がありますけれども、下水道課の分かる範囲内でいいですけれども、保守点検業務と法定点検業務の知識の把握している、そこどういように違うのか、皆さんに分かりやすいように。

○委員長（内藤久歳君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 保守点検業務というのは、年3回になります。年3回以上をやってくださいということで、こちらのほうは市内にあるそういった点検業者のほうで、くみ取りのほぼ同じ業者、そういった業者のほうで保守点検のほうができます。それは合併浄化槽の状況、今の微生物ですとか空気を送るブロワーが正常に動いているか、そういったものを点検する業者が年3回、市内の業者や市外もありますけれども、そういった点検業者がありますので、そちらのほうくみ取りも含めてお願いします。年3回は保守点検をしていただく形になります。

法定点検の検査というのが、先ほど県でも山梨県はこの法定検査の受検率が低いということがありましたけれども、山梨県の浄化槽協会が年1回、費用とすれば11条は4,500円、7条の新規の場合は8,500円という、この検査手数料で年1回、合併浄化槽から出るその水が水質が適しているか、そういったことを検査するのが法定点検の手数料、県の検査機関がやるということで、その水質の中で合っていれば、この合併浄化槽はいいですよ。水質に適さなければ、この浄化槽はもうそろそろ交換してください、点検してください、清掃してくださいという形になります。

あと、その他に年1回は必ずくみ取り、浄化槽の中のたまったものをくみ取り、バキュームカーですね。バキュームの会社に連絡してもらって、くみ取りをお願いしますという。

この3つは浄化槽法で決まっています、そういったものを使っている人も理解していた

だかないとならないんですけれども。中古で家を買ったですとか、最初から浄化槽をつけていない方はなかなかそういった知識がなくて、そのまま家に住んで何もしないで汚水が処理されるという方がまだいらっしゃるという、そういった方にこういった点検の手数料は絶対かかってくるものだということを周知しながら、河川の環境をよくしていこうということでうちのほうも取り組んでいるところであります。

点検の内容につきましては以上になります。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

清水委員。

○委員（清水和弘君） お聞きしたいんですが、これの耐用年数、浄化槽の耐用年数というのは普通何年でしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

一般的には30年ということと言われております。でも、現場の状況、環境とかによりますけれども、概ね30年ぐらいはということで一般的には言われております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

清水委員。

○委員（清水和弘君） ちなみに、先ほどの点検とかそういったものとか、耐用年数が過ぎた状況で放置しますと、どういうリスクが出てきますか、弊害が、環境上。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） お答えします。

浄化槽が適切に動かない状況に陥りますと、完全に水質的なものが悪化するという形になるかと思えます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水和弘君） そうすると、当然悪臭が周辺に出るということも考えられますよね。

○委員長（内藤久歳君） 八巻係長。

○下水道施設係長（八巻哲也君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（清水和弘君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにごぞいますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました認定第12号 令和6年度甲斐市戸別合併処理浄化槽事業会計決算認定の件について、順次、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で、認定第12号 令和6年度甲斐市市戸別合併処理浄化槽事業会計決算認定の件を終了いたします。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

各委員におかれましては、延べ5日間にわたる慎重審査、大変ご苦労さまでございました。

なお、9月24日に配付いたしました令和8年度当初予算の要望書につきましては、所管する常任委員会、特別委員会の事業で最も重要なものを1事業選定の上、10月10日金曜日正午までに事務局へ提出をお願いいたします。

また、10月3日金曜日は午後2時から議会運営委員会、2時30分から全員協議会、3時から本会議となります。

クールビズ期間ではありますが、議場では上着着用をお願いいたします。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時16分